

令和元年 5 月例会：次第（令和元年 5 月 25 日開催）

1. 会長挨拶

2. 草津栗東医師会顧問弁護士 市木 先生 ご挨拶

3. 済生会滋賀県病院より脳神経内科の診療体制についてのご案内 済生会滋賀県病院 深沢 良輔 先生からご説明

4. 風しんの第 5 期定期接種に係る説明

5. 報告事項

【会員の状況】 平成 31 年 4 月

（1）B 会員の入退会

〈入会〉

- ・山田 直子 先生 若草診療所 H. 31. 4. 1
- ・田居 克規 先生・島津 章 先生・越智 英明 先生 草津総合病院 H. 31. 4. 1
- ・喜多 理香 先生 南草津病院 H. 31. 4. 1
- ・浅田 朋彦 先生 滋賀県立精神医療センター H. 31. 4. 1

〈退会〉

- ・芝田 浩平 先生 近江草津徳洲会病院 3/31

（2）会員の状況（平成 31 年 4 月）

A 会員：135 名、 B 会員：161 名、 合計：296 名

【総 務 部】

[総 務]

（1）「外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアル」について

訪日外国人旅行者や在留外国人の増加を背景として、医療機関を受診する外国人患者が増加している。昨今では、観光都市以外の地域等、これまで外国人患者の受診がほとんど無かった地域においても、外国人患者の受診が珍しくない状況となっていることから、医療機関の受け入れ体制の整備が急務となっている。今般、厚生労働省政策科学推進研究事業として、標記のマニュアルが作成されたので、円滑な診療を実現するためにご活用願いたい。

参照 厚生労働省政策科学推進研究事業 「外国人患者の受入環境整備に関する研究」研究班

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000501085.pdf>

なお、厚生労働省ホームページにおいて、「外国人向け多言語説明資料（イメージ案）」が掲載されているので、併せて参考としていただきたい。

参照 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

(2) 経済センサス-基礎調査の実施について

総務省統計局および滋賀県により、2019年6月から2020年3月までの期間で、「経済センサス-基礎調査」が実施されるとの通知があった。

この調査では、調査員が全国の民営事業所の活動状態を外観などから把握するとともに、新たに把握した事業所には調査票を配布することとなっている。上記の期間中に、調査員が医療機関を訪問する場合があるとのことで、その際には調査に協力いただきたいとの依頼があった。

なお、当該調査は「統計法」に基づく基幹統計調査であり、知事の任命を受けた調査員が、その身分を証明する「経済センサス-基礎調査 調査員証」及び「従事者用腕章」を携帯しているとのことである。

担当：滋賀県総合企画部統計課商工統計係 電話 077-528-3398

(3) 医療法人の設立および解散にかかる申請書類の提出期限について

医療法人の設立および解散については、その認可にあたり県の医療審議会の意見を聞くこととされているが、令和元年度の第2回滋賀県医療審議会医療法人部会は令和元年8月上旬に開催予定であり、当該審議会にかかる申請書類の提出期限は令和元年6月28日(金)であるとの通知があったので、ご了解願いたい。なお、提出された書類に不備があった場合は、その次の審議会にまわる場合もあるので、できるだけ早く事前協議を行い申請に備えていただきたいとのことである。

詳細：滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL 077-528-3625

(4) 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について (協力依頼) (総務資料1) p.1

(5) ステロイド点眼薬使用時の注意点について (滋賀県眼科医会からの情報提供) (総務資料2) p.4

(6) 平成31年度「第2回 滋賀県緩和ケア研修会 (滋賀県立総合病院会場) の開催について (総務資料3) p.6

(7) 「日本医師会認定健康スポーツ医制度実施要領」ならびに「認定健康スポーツ医の手引」の送付等について (総務資料4) p.10

実施要領・手引きについては医師会事務局に保管。

(8) 大津赤十字病院「ご紹介患者さま担当医師名一覧表」の送付 (総務資料5) p.11

(9) 「第228回 大腸疾患研究会」のご案内 (総務資料6) p.13

(10) 社会人プログラミング教育研究実行委員会主催シンポジウム「今そこにあるサイバー危機」の開催について (総務資料7) p.15

(11) 元号を改める政令の施行に伴う通知様式の改正について (総務資料8) p.21

厚生労働省健康局結核感染症課関係の通知

(12) 元号を改める政令の施行に伴う様式変更について (総務資料9) p.28

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の書類
定期の予防接種等による副反応疑いの報告書

- (13) ページニオ錠 50mg、100mg、150mg による重篤な間質性肺疾患について
(総務資料10) p.32

- (14) 予防接種関係事務における年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構との情報連携試験における活用事例の提供について
(総務資料11) p.44

- (15) 令和元年度結核予防技術者地区別講習会の開催について
(総務資料12) p.56

開催日:2019年7月23日(火)～24日(水)10:00～
会場:ピアザ淡海 滋賀県大津市におの浜 1-1-20
提出期限:令和元年6月17日(月)

別紙「受講者希望名簿」(ホームページ例会資料中の当該資料にあります)にて直接お申し込みください。

- (16) WATCH in Shiga 2019 の開催について
(総務資料13) p.62

とき:2019年7月13日(土)14:10～20:00(予定)
ところ:【研修】ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
【意見交換会】ホテルピアザびわ湖 6階 クリスタルルーム

病院以外の先生でご参加頂ける先生は5月29日(水)までに事務局までお知らせ下さい。

- (17) 湖南地区呼吸器勉強会の開催について
(総務資料14) p.66

とき:2019年5月30日(木)18:15～20:10
ところ:ホテルボストンプラザ草津 3F「リンカーンボールルーム」

開催日間近の為、申し込みの先生は別紙(ホームページのお知らせおよび例会資料の封筒にあります)にて直接ファックス下さい。

- (18) 「第181回草津栗東医師会循環器研究会 特別講演会」
(総務資料15) p.69

とき:2019年6月12日(木)19:00～20:00
ところ:クサツエストピアホテル 3階 「慶雲」

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省ホームページに「「使用上の注意」の改訂について(平成30年度)」として掲載されているのでご確認いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124.html>

☆2019年1月～3月分

2019年1月10日掲載 ヌシネルセンナトリウム、他5品目

2019年2月8日掲載 エクリズマブ(遺伝子組換え)

2019年2月12日掲載 エリグルスタット酒石酸塩、他5品目

2019年3月1日掲載 オセルタミビノレリン酸塩、他1品目

2019年3月19日掲載 クエチアピンフマノレ酸塩、他4品目

2019年3月19日掲載 添加剤としてソルビトールを含有する製剤

(静注用)、他 1 品目
2019 年 3 月 28 日掲載 アモバノレビターノレ、他
[発出元：日本医師会 平成 31 年 4 月 23 日付(法安 14)]

(2) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第 19 回集計報告の公表について

今般、標記報告書について、日本医療機能評価機構より公表された。同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

なお、報告書は(財)日本医療機能評価機構 HP に掲載

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 HP <http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

[発出元：日本医師会 平成 31 年 4 月 25 日付(法安 18)]

(3) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 149」について

薬剤の中止の遅れによる手術・検査の延期

医療機関内で観血的医療行為前に中止する取り決めがある薬剤を把握していなかったことや中止指示を出さなかったことにより、予定した手術・検査が延期になった事例が 7 件報告されているのでご留意願いたい。

[事例が発生した医療機関の取り組み]

- ・手術・検査の際に休薬する薬剤の一覧表に成分名を記載し、院内で周知する。
- ・手術・検査を計画した際、患者の内服薬を把握し、中止する薬剤がないか確認する。

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページ

<http://www.med-safe.jp/>

[発出元：滋賀県健康医療福祉部医療政策課 平成 31 年 4 月 18 日付(滋医政第 409 号)]

(4) 平成 31 年度版 死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルについて

今般、厚生労働省において、標記マニュアル(平成 31 年度版)が発行された。「死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」については、厚生労働省ホームページに掲載されているのでご確認願いたい。

☆厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

(5) 医療安全地域連携シートについて

今般、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究」において、「医療安全地域連携シート」を取りまとめられたので、下記URLより「「医療安全地域連携シート」活用実践ガイド」も併せて必要に応じて御活用願いたい。

☆厚生労働省ホームページ

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201806001A>

[発出元：日本医師会 平成 31 年 4 月 17 日付(日医発第 104 号(法安 11))]

(6) 医療事故の再発防止に向けた提言第 8 号の公表について

今般、日本医療安全調査機構より医療事故の再発防止に向けた提言として、下記についての死亡事例の分析が公表されたので、同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため活用されたい。

第 8 号：救急医療における画像診断に係る死亡事例の分析

URL <https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>

[発出元：日本医師会 令和元年5月8日付(日医発第172号(法安21))]

[生涯教育]

(1) 平成30年度日本医師会生涯教育制度への申告について

標記について、日医雑誌3月号に申告書用紙が同封されているが、本会では一括申告を実施しているので日医へ申告していただくなくてよい。5月9日付けで本会から各会員宛に取得単位票および申告確認書を送付したので、受講記録を確認のうえ、一括申告に同意いただきたい。

【保 険 部】

(1) 改元に伴う診療録等の様式の改正について 【日医常任理事通知(保39)】 (県医師会報5月号19ページに日医常任理事通知(保26)の内容を掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、「会員向け文書管理システム」のコーナーに掲載済

http://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/hoken/2019ho_39.pdf

(2) 元号の変更に伴うレセプト等の請求の取扱いについて

【社会保険診療報酬支払基金滋賀支部】

(概要は県医師会報6月号に掲載予定)

※本年5月6日付けで支払基金から各医療機関に連絡文書を発送済

(3) 抗IL-4受容体 α サブユニット抗体製剤(デュピクセント皮下注)に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について

【日医発第24号(地8)(保7)】

(概要は県医師会報5月号23～24ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

(4) 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて 【日医発第182号(保32)】 (概要は県医師会報6月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiougai/>

(5) 共済組合員証の無効について

裁判所共済組合大阪支部(保険者番号31270390)

組合員証番号	無効年月日	無効事由	備考
121-224218	R1.5.7	紛失のため	当該組合員は大阪府高槻市在住

(県医師会報6月号に掲載予定)

- (6) 医療機器の保険適用等について（5月1日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第184号(保34)】【日医事務連絡(保35)】

〔その他〕

(7) 資格関係誤りレセプトの発生防止について

- ・例年3月から4月にかけては、保険者の解散・合併、患者の就職・退職等で資格の変更が多くなる。単なるレセコンデータの入力誤りだけではなく、窓口で「保険証の確認」を行い、診療録等への転記を行っていても、レセコンデータの修正をせずに保険請求されている例が例年見受けられるので、十分ご留意願いたい

(8) 各種施設基準の届出について

- ・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所に変った場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい

☆施設基準等の届出書提出先・問い合わせ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階

TEL077-526-8114

◇在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて◇

在宅でのインスリン注射に係るアルコール等の消毒薬、衛生材料等の取扱いについては、通知等によりその取扱いが示されているところであるが、県内医療機関の方々から近畿厚生局滋賀事務所に問い合わせが寄せられていることから、改めて下記の内容にご留意願いたい。

記

○保険医療機関が在宅療養指導管理料を算定する場合には、当該指導管理に要するアルコール等の消毒薬、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、当該保険医療機関が提供する。

なお、当該医療材料の費用は、別に診療報酬上の加算等として評価されている場合を除き所定点数に含まれ、別に算定できない。

○在宅療養指導管理料は必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定すること。

◇はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料及び同意書の取扱い等について

◎県医師会報平成30年11月号37～54ページに留意点、変更点等を掲載

◎近畿厚生局ホームページ（同意書様式、リーフレットを掲載）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/ahaki_2018.html

◎「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/181001-01.pdf>

◇70 歳以上の高齢者に係る高額療養費制度の見直しに伴うレセプトの「特記事項」欄の記載について
(県医師会報 5 月号 28 ページを参照)

◇電子請求を行う医療機関における「レセプトへの選択式記載コードの記録」について
(県医師会報 5 月号 29 ページを参照)

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 麻疹に関する特定感染症予防指針の一部改正について (公衆衛生資料 1) p. 70

平成 31 年 4 月 19 日に「麻疹に関する特定感染症予防指針」の一部が改正された。医療機関での麻疹対応については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した「医療機関での麻疹対応ガイドライン」を参照することとなっているので参照願いたい。(最新版のガイドラインは以下 URL をご参照)

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

(2) 乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチン (MR ワクチン) の流通について

(公衆衛生資料 2) p. 82

本年 5 月以降の MR ワクチンの供給量に関し、第 5 期定期接種分又は任意接種分として、7 都府県 (東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府及び福岡県) については過去の出荷実績の 100%に加えて 100%、7 都府県以外の道府県については本年 5 月～7 月までの間は同 50%、本年 8 月以降は同 100%を目安に追加で出荷することが示されたので周知願いたい。

【小児保険部】

[学校保健]

(1) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について

今般、厚生労働省において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について改訂された。

同ガイドラインは、平成 30 年度から適用された保育所保育指針や関係法令等に基づき、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本原則が示され、保育所と医療機関、行政機関との連携の重要性が明記され、厚生労働省のホームページに掲載されている。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019 年改訂版)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

6. 行事日程について

(1) 第 214 回定例代議員会の開催について

と き : 令和元年 6 月 20 日 (木) 14 : 30～

ところ : 琵琶湖ホテル

議 題 : ①平成 30 年度事業報告について

②平成 30 年度収支決算について

③役員選挙について
※代議員会終了後、人権学習会を開催

(2) 日医生涯教育協力講座セミナー「超高齢社会における高齢者のトータルケア」の開催について (総務資料 16) p. 87

と き：令和元年 6 月 15 日（土） 14：30～17：45（予定）

ところ：ピアザ淡海 3 階大会議室

※共催会社である協和企画（コンベンション企画会社）から滋賀県医師会の各会員へ DM を発送予定

7. 講演会・研修会等のご案内 (総務資料 17) p. 89

8. 当医師会 6 月の行事予定表 (総務資料 18) p. 91

9. 5 月以降の行事予定表 (総務資料 19) p. 92

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. 医療用品カタログ「GooDs」2019 年度版発刊のお知らせ

医療用品カタログ「GooDs」2019 年度版が 5 月 21 日に発刊されました。新規カタログには新しく 3,000 アイテムが追加、分割販売品目も 50~60 品目追加されました。また、アサヒグループ食品や MOGU 等新規掲載メーカーも増え、ますます充実したラインナップとなっております。医療機関宛にゆうメール（ポスト投函）でお送りしておりますが、万一まだ 2019 年度版のカタログが届いていない場合は購買課までご連絡下さい。

2. 大垣書店「外商お得意様カード」取扱店舗の案内

これまで多数ご利用いただいておりました大垣書店の水口店が諸般の事情により、6 月 30 日（日）をもって閉店することとなりました。滋賀県内の店舗としてはフォレオ大津一里山店のみとなりますが、新たに京都で京都本店（SUINA 室町 1F）と京都駅ビルザキューブ店（京都駅ビル B1F）の 2 店舗が 3 月にオープンしておりますので今後とも変わらずご利用いただきますようお願いいたします。本や CD、DVD、雑貨等が 5%OFF になる「外商お得意様カード」のお申込みは購買課までご連絡下さい。

3. 全医協連介護補償制度のご案内

当組合では全国医師協同組合連合会を団体契約とした介護補償制度を取扱っております。要介護状態となった場合に最大一時金で 1000 万円まで補償されます。また健康上の告知のみで簡単にご加入いただける商品となります。保険料は団体割引 30%を適用しており一般で加入するよりも割安な掛け金でご加入できます。詳細につきましては当組合福祉課までご連絡いただけましたら、ご案内資料を送付させていただきます。

4. クールビズ実施について

当組合では地球温暖化対策及び節電対策の一環として、軽装で業務を実施いたします。期間中は原則軽装（ノーネクタイ・ノージャケット・半袖シャツ等）勤務を推奨しております。

実施期間：令和元年5月7日（火）～10月31日（木）

5. 融資業務のご案内

医業に関する設備資金等として、当組合からの直接貸付（小口特別融資）をご活用ください。

貸付上限 1,500 万円、固定金利 0.8%と低金利で手続きも簡略化されており、多くの組合員にご利用いただいております。ご利用には当組合の購買事業利用が条件となっておりますので、詳細につきましては事務局融資担当までお問い合わせください。TEL：077-516-8660

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の概要について

健康寿命推進課説明資料
令和元年5月16日

1. 前文

- ・ 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- ・ 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにします。
- ・ 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

2. 対象者

- ①又は②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となる。
- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを除きます）

3. 一時金の支給

(1) 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)一時金は、独立行政法人福祉医療機構から請求者へ支払われる。(国が支払事務を委託)

(2) 権利の認定等

- ① 対象者本人の請求に基づいて、厚生労働大臣が一時金受給権の認定を行う。
- ② 請求は居住実態のある都道府県で受け付けることができる。
- ③ 請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内(検討条項あり)。
- ④ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。
- ※ 請求書の記載に基づき、医療機関、福祉施設その他の関係機関等へも調査を行う。

(3) 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(2. ①)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
- ※ 認定審査会: 厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断。
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定。

(4) 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
- ※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮
- ※ 請求者にとっては、当時のことを思い出す必要がある等、心理的な負担になることも想定されるため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮が必要

4. 調査等及び周知

(1) 調査等

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

(2) 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得よう努める。

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<滋賀県旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

電話番号 077-528-3653

ファックス 077-528-4857

メールアドレス eg0002@pref.shiga.lg.jp

受付時間 8:30~17:15（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

所在地 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 県庁新館3階（健康寿命推進課内）

※面談をご希望される場合は、事前に電話・メール等でご予約をお願いします。



<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2544 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

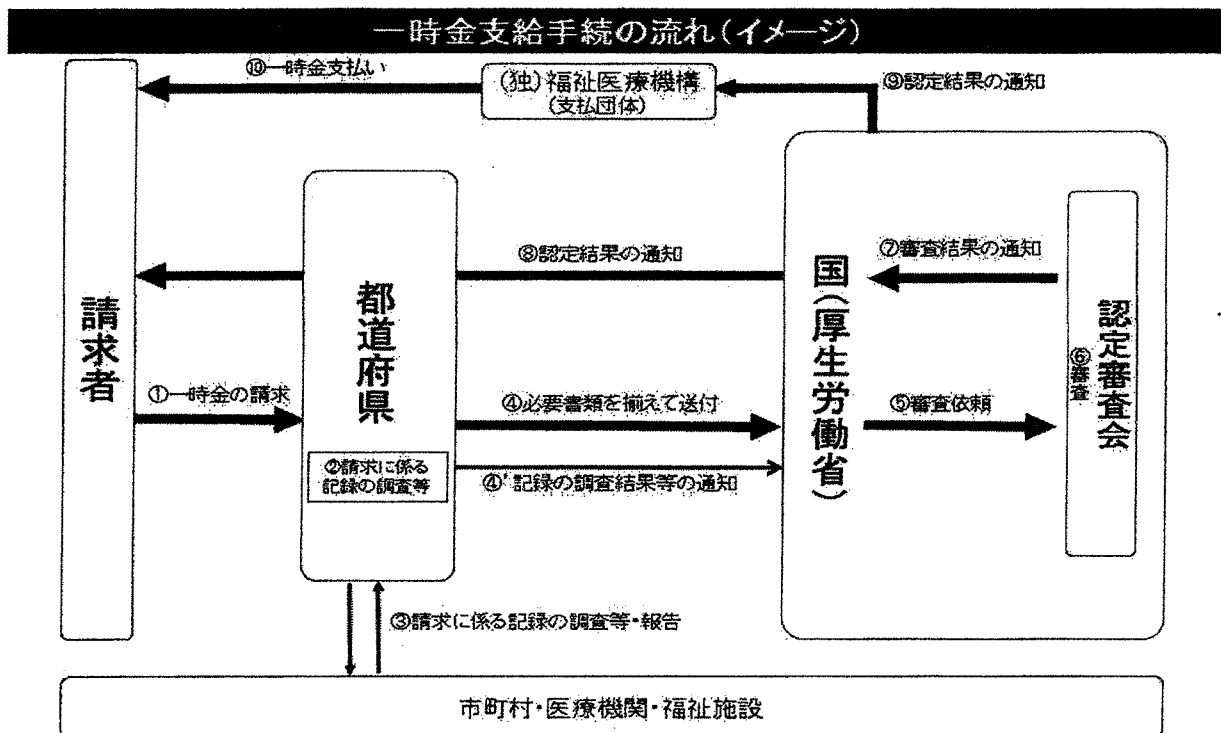
受付時間 9:30~18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



滋賀県

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合、現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

日眼医医対発第2号

令和元年5月7日

各都道府県眼科医会会長 殿

公益社団法人 日本眼科医会

会 長 白根 雅子

医療対策担当常任理事 井上 賢治

「ステロイド点眼薬使用時の注意点」

チラシ配布協力のお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年行われました医療対策委員会にて、他科でのステロイド軟膏・点眼薬の処方による眼圧上昇、更にはそれらの長期使用によるステロイド緑内障の発症事例が現在でも散見されとの報告がございました。

よって本会では、ステロイド点眼薬の適正使用を目的に、添付の資料を作成し、眼科以外の診療科に注意喚起することと致しましたので、貴会には、各医師会への配布のご協力をお願いする次第でございます。

本来であれば、当会より各都道府県の医師会へ周知のお願いをするところですが、都道府県眼科医会と医師会の綿密な連携を考えますと、各都道府県眼科医会会長にお送りするほうが良いと考えました。配布方法、活用方法は各都道府県眼科医会会長にお任せいたしますので、他科医師への周知を宜しくお願い致します。

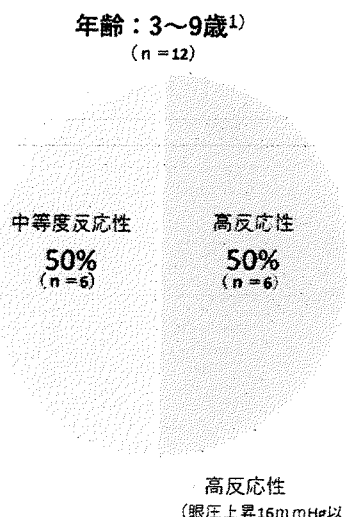
諸事情へご理解を賜り、お取り計らいの程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

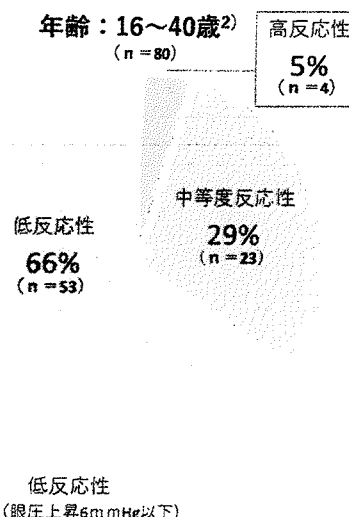
ステロイド点眼薬使用時の注意点

- ステロイド点眼薬の使用により眼圧が上昇することがあります。
このような症状が認められる患者さんをステロイド・レスポnderといいます。
- ステロイド・レスポnderは、成人において約1/3、
小児ではさらに高頻度に認められると報告されています^{1, 2)}。

ステロイド・レスポnderの発生頻度
(小児)



ステロイド・レスポnderの発生頻度
(健康成人、海外データ)



【試験方法】

■年齢：3～9歳¹⁾

目的：斜視手術を受けた小児患者を対象として、0.1%デキサメタゾン点眼薬による眼圧上昇について検討した。

対象：全身麻酔下で斜視手術を受けた3～9歳の小児12例

方法：斜視手術翌日より0.1%デキサメタゾン点眼薬を1日3回、手術眼に4～5週間点眼した。点眼中に眼圧が28mmHg以上に上昇した症例は0.02%フルオロメトロン点眼薬に変更し、さらに4週間投与した。

評価項目・評価基準：0.1%デキサメタゾン点眼薬最終点眼日とステロイド点眼薬終了後4週間経過時点での眼圧を比較した。眼圧はGoldmann圧平眼圧計またはnon-contact tonometerにより測定した。

■年齢：16～40歳²⁾

目的：健康成人を対象として、0.1%デキサメタゾン点眼薬による眼圧上昇について検討した。

対象：16～40歳の健康成人80例

方法：0.1%デキサメタゾン点眼薬を1日3回、右目に最低6週間点眼した。

評価項目・評価基準：点眼薬開始4週間後と開始前の眼圧を比較した。眼圧は圧平眼圧計またはシェッツ眼圧計により測定した。

1) 大路正人 他：臨床眼科, 46(5), 749(1992)より作図

2) Armaly MF, et al.: Invest Ophthalmol Vis Sci, 4(2), 187(1965)より作図

ステロイド点眼薬による眼圧上昇にご注意ください

- 眼圧上昇は、ほとんどの場合自覚症状がなく、長期間放置すると気づかないうちに緑内障に移行することがあります。
- アレルギー性結膜炎の重症度によってステロイドの種類、点眼回数を決め、漫然と長期におよぶ高濃度ステロイド点眼薬の継続使用は避けてください³⁾。
- ステロイド点眼薬の処方については、眼科医に相談されることをお勧めします。
- ステロイド眼軟膏においても、同様の眼圧上昇が認められる場合がありますので使用には十分ご注意ください。

3) 鼻アレルギー診療ガイドライン-通年性鼻炎と花粉症-2016年版(改定第8版), 第6章 その他, 84(2015)



滋 総 病 第 2 0 1 号
平成 31 年（2019 年）4 月 22 日

草津栗東医師会長 様

滋賀県立総合病院

病院長 一山 智
(公 印 省 略)

平成 31 年度「第 2 回 滋賀県緩和ケア研修会」（滋賀県立総合病院会場）
の開催について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当院の運営に格別のご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では「滋賀県がん対策推進計画」の下に「がん等診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を目標に掲げています。

この目標達成のため、今回、「滋賀県緩和ケア研修会」開催要領に基づき、標記の研修会を開催しますので、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

つきましては、貴病院の職員への周知につきまして、ご配慮いただけますようお願いいたします。

本研修を修了された方には、厚生労働省健康局長名の修了証書が交付されます。

なお、参加ご希望の方は、別添の受講申込書に必要事項をご記入の上、
令和元年 6 月 7 日（金）までに F A X でお申し込みをお願いします。

【連絡先】

〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

滋賀県立総合病院

地域医療連携室 田中 幹也

TEL : 077-582-5095

FAX : 077-582-5766

2019年度「第2回滋賀県緩和ケア研修会（集合研修）」開催要領
（滋賀県立総合病院会場）

2019年5月

- 1 目 的 国のがん対策推進基本計画（平成29年10月1日改定）および滋賀県がん対策推進計画（平成30年3月改定）において、「がん等診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得すること」を目標に掲げています。
この目標達成のため、「滋賀県緩和ケア研修会（集合研修）」を実施します。
- 2 研修内容 別紙プログラムのとおり
- 3 開 催 日 2019年6月30日（日）9：00～17：00
- 4 会 場 滋賀県立総合病院 新館 4 階講堂
〒524-8524 守山市守山五丁目4-30
TEL：077-582-5031（代）FAX：077-582-5766
- 【注意】 ※2018年度から滋賀県では新指針での開催となり、「e-learning」と「集合研修」の双方の修了をもって緩和ケア研修会修了となります。本研修会（集合研修）の受講申し込みまでに、各自で「e-learning」を修了しておくことが必須です。申し込み時にe-learning修了証書の写しが必要となります。
※「e-learning」はPEACE PROJECTのe-learningサイトより受講できます。
（<http://www.jspm-peace.jp/>）
※本研修（集合研修）は、同時に2か所以上の受講申し込みはできません。
- 5 募集人数 30名（滋賀県内の病院・診療所を含む）
※応募者が募集人数を超過した場合、受講者の決定は原則、『申込順』『医師優先』とします。ただし、受講者が一病院に偏った場合は調整することがあります。
- 6 募集要件 がん等の診療に携わる医師・歯科医師・医療従事者（経験1年以上）
- 7 受講申込 別紙「受講申込書」により、5月17日（金）から6月7日（金）までに、FAXでお申し込みください。（FAX：077-582-5766）
※必ず「受講申込書」と「e-learning修了証書」写しの双方をFAXしてください。
- 8 注意事項 ※受講決定者には、研修会開催日の概ね10日前までに受講決定通知書を送付します。
※研修会当日は、必ず受講決定通知書・「e-learning修了証書」の原本およびe-learning「受講者ID」と「パスワード」の控えを持参してください。受講決定通知を受けていない方は研修を受けていただくことができませんのでご留意願います。
※受講決定通知書が届かなかった場合や受講が可能かどうかの確認が必要な場合は主催病院までお問い合わせください。
※集合研修当日に、スマートフォン（もしくはタブレット端末）を持参していただくと、集合研修修了直後にポストアンケートに回答でき、スムーズな修了手続きが可能となります。
※「滋賀県緩和ケア研修会」は、滋賀県がん診療連携協議会ホームページにも掲載していますので参照願います。
（<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/gan/gankyougikai/107689.html>）
- 9 受 講 料 無料 （ただし昼食代および茶菓代として1,000円を研修当日に徴収します）
- 10 修了証書 厚生労働省健康局長名入りの修了証書を交付します。
- 11 生涯教育制度 本研修会は、日本医師会生涯教育制度の指定講習会（5.5単位）です。
- 12 お問い合わせ 滋賀県立総合病院 地域医療連携室 TEL：077-582-5095（直通）

送付先 滋賀県立総合病院 地域医療連携室 (Fax 077-582-5766) あて

申込日 平成 年 月 日

2019年度 第2回滋賀県緩和ケア研修会(集合研修・滋賀県立総合病院会場)
受講申込書

開催日: 2019年6月30日(日)

募集期間: 2019年5月17日(金)～6月7日(金)

e-learning 受講者 ID	
e-learning 修了年月日	
【 注 意 】 e-learning が修了していないと申し込みができません 受講申込書とともに修了証書の写しを FAX して下さい	
施設名	
診療科(所属)名	
職 種	医師 ・ 医師以外 ()
医籍登録番号 薬剤師名簿登録番号 看護師籍登録番号	昭和・平成 年 月 日 第 号
役 職	
(ふりがな) 氏 名	※修了証書の氏名になりますので楷書で正確にご記入ください。 (ふりがな)
修了した場合 氏名及び所属・診療科を公開することの本人の同意	同意する ・ 同意しない
生年月日 (年齢)	昭和・平成 年 月 日 (歳)
臨床経験 (2019年4月1日現在)	年
通常連絡先・研修会当日の連絡先 (電話番号)	通常 ・ 当日
決定通知書・修了証書等の 送付先住所	〒
メールアドレス	※メールでの連絡となります。わかりやすくご記入ください。

※1 当該欄は、楷書で正確にもれなくご記入ください。

※2 申込書はお一人1枚です。

※3 メールアドレスは必ずご記入ください。メールアドレスをお持ちでない場合は、FAX番号をご記入ください。受講申込書を拝受しましたら必ず連絡をいたします。連絡がない場合は、当院へご連絡をお願いいたします。

※4 昼食代・茶菓代 (1,000 円) を研修当日、受付時にお支払い願います。

2019年度 第2回滋賀県緩和ケア研修会 集合研修プログラム

(滋賀県立総合病院会場)

2019年6月30日 (日)

開催 時間	終了 時間	所要 時間	内容	対応する開催指針の形式
8:30	9:00	30	受付	
9:00	9:15	15	開会・開催にあたって	講義
9:15	10:00	45	e-learning の復習・質問	講義
10:00	10:10	10	休憩	
10:10	12:00	110	コミュニケーション	ロールプレイ
12:00	12:50	50	昼食・休憩	
12:50	13:10	20	アイスブレーキング	
13:10	14:40	90	全人的苦痛に対する緩和ケア	グループ演習／ワークショップ
14:40	14:50	10	休憩	
14:50	16:20	90	療養場所の選択を地域連携	グループ演習／ワークショップ
16:20	16:30	10	休憩	
16:30	16:45	15	がん患者等への支援	講義
16:45	17:00	15	ふりかえりと修了式	

総集合研修時間：6 時間 40 分



(健 I 35)

平成 31 年 4 月 18 日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島 公



「日本医師会認定健康スポーツ医制度実施要領」ならびに
「認定健康スポーツ医の手引」の送付等について

平成31年3月15日付け日医発第1273号(健 I 219)において日本医師会認定健康スポーツ医制度実施要領の改定についてご連絡したところです。冊子が出来上がりましたので、以下のとおりお送りいたします。よろしくご査収のほどお願い申し上げます。

また、このたび日本医師会認定健康スポーツ医webサイトに医師会向けのページを作成いたしました。ユーザー名とパスワードは以下のとおりです。実施要領等のPDFファイルや過去の再研修会一覧表をダウンロードできますので、ご活用いただければ幸いです。なお、当該webページについては都道府県医師会または郡市区医師会が使用することを想定しています。

記

(1) 送付部数

	都道府県医師会	郡市区医師会
日本医師会認定健康スポーツ医制度実施要領	2部	1部
認定健康スポーツ医の手引	2部	1部

(2) ホームページ

<http://www.med.or.jp/sportsdoctor/ishikai/>

ユーザー名 : ishikai_sports

パスワード : ishikai47kenspo

※リンクしていないためURLを手打ちして下さい。

以上



2019年5月吉日

各関係機関 様

大津赤十字病院

院長 石川 浩三

『ご紹介患者さま担当医師名一覧表』の送付について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当院に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ご紹介患者さま担当医師一覧表」を送付させていただきます。

今後とも、医療連携の充実を図り、患者さまにより良い医療を提供していく所存ですの
で、ご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

「時間外担当診療科」につきましては、
病院・薬局検索サイト『医療ネット滋賀』において、
日々最新情報を更新しておりますのでご確認ください。



日本赤十字社公式
マスコットキャラクター

【お問い合わせ】

大津赤十字病院 地域医療連携課

TEL 077-522-8535（直通）FAX 077-522-4385

※新患者さまのご紹介につきましては下記の医師が診察させていただきます。

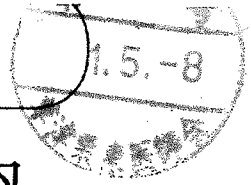
令和元年5月1日現在

診療科		月	火	水	木	金
消化器科	午前	吉川 哲平 河相 宗矩	三上 貴生 稗田 信弘	河南 智晴 西田 吉宏	西川 浩史 青山 育雄 柳井谷 駿史	近藤 雅彦 北見 元哉
	午後	三宅 直樹 (胃瘦)				
血液免疫内科	午前	辻 将公	竹岡 友晴	水本 智咲 夜久 愛 (リウマチ・予約)※注1 15・29日	辻 将公	竹岡 友晴
	午後					笹井 恒雄 (リウマチ・予約)※注1
糖尿病・代謝・ 内分泌内科	午前	扇田 祐貴子	谷口 孝夫	山下 唯	扇田 祐貴子	谷口 孝夫
脳神経内科 (神経内科)	午前	三枝 隆博	奥田 真也	当番医	松井 大	松井 大
呼吸器内科	午前	酒井 直樹 当番医 (肺がん二次検診)	当番医	西岡 慶善 高橋 珠紀	伏屋 芳紀	酒井 直樹 当番医 (肺がん二次検診)
呼吸器外科	午後		片倉 浩理		庄司 剛	
循環器科	午前	貝谷 和昭 見保 充則	貝谷 和昭 陣内 俊和	樋上 裕起 小西 孝	東谷 暢也 大西 尚昭	岡林 真梨恵 小山田 尚史
腎臓内科	午前			当番医	当番医	当番医
※医師指定の予約については、医師確認後の返事 (1~2日後) となりますので、依頼書及び紹介状を先にFAXしてください。						
神経精神科	午前	当番医 (予約) ※注1		当番医 (予約) ※注1		当番医 (予約) ※注1
		※病棟休止のため入院対象は不可、外来対象のみ可				
小児科	午前	樋口 嘉久 赤杉 和宏 石塚 潤 (心臓)	樋口 嘉久 西川 絹子 中森 いづみ	大封 智雄 石塚 潤 当番医 (腎臓) 2・4週	美馬 隆宏 住尾 健太郎	樋口 嘉久 大封 智雄 美馬 隆宏 (心臓)
	午後	廣田 常夫 (アレルギー) 1・3週 大封 智雄 (血液・腫瘍) 2・4週	美馬 隆宏 (心臓)	樋口 嘉久 (神経) 当番医 (新生児)	木村 暢佑 (神経)	河井 昌彦 (内分泌) 1・3週 梅田 雄嗣 (血液・腫瘍) 10・31日
外科	午前	土井 隆一郎	廣瀬 哲朗 山口 純音 (乳腺) 福岡 正平 (血管)	豊田 英治 吉川 明 (乳腺)	大江 秀明 洲崎 聡 (乳腺) 福岡 正平 (血管)	土井 隆一郎 洲崎 聡 (乳腺)
	午後	大江 秀明 (乳腺)		吉川 明 (乳腺)		
小児外科	午前			高田 斉人		高田 斉人
	午後					
心臓血管外科		当面の間、休診させていただきます。				
整形外科	午前	当番医 安良 興 (脊椎)	田縁 千景 当番医	青木 弥寿弘 安良 興 (脊椎)	田縁 千景 由良 茂人 当番医	青木 弥寿弘 当番医
形成外科	午前	山本 暢 当番医	石川 浩三 石河 利広 (手外科) 当番医	当番医	石河 利広 (手外科) 山本 暢 当番医	当番医 石河 利広 (手外科)
皮膚科	午前	楠葉 展大 手塚 純子 浦田 陽一郎	浦田 陽一郎	手塚 純子	手塚 純子	楠葉 展大 手塚 純子 浦田 陽一郎
泌尿器科	午前	石戸谷 哲 1・2・3・5週 高田 秀明 当番医 4週	石戸谷 哲 西川 信之	小倉 啓司 当番医	西川 信之 1・3・5週 高田 秀明 1・3・5週 土橋 一成 2・4週 畑野 翔太郎 2・4週	土橋 一成 畑野 翔太郎
産婦人科	午前	藤田 浩平	李 泰文	岩見 州一郎	金 共子	上田 匡
眼科	午前	山城 健児 林 寿子 橋本 宗典 西川 慶一	林 寿子 仲田 勇夫	山城 健児 林 寿子 橋本 宗典 西川 慶一	仲田 勇夫 大田 亮 (網膜硝子体) 西川 慶一	仲田 勇夫 森寺 威之 (涙道) 大田 亮
耳鼻咽喉科 頭頸部外科	午前	森田 真美 当番医 秋山 仁美	中村 一 大田 耕造 辻村 隆司 森田 真美	中村 一 田中 美穂 秋山 仁美	大田 耕造 辻村 隆司 田中 美穂	当番医
脳神経外科	午前	織田 雅	齊木 雅章	《手術日》	齊木 雅章	織田 雅
歯科口腔外科	午前	荒木 郁子 井上 亮	荒木 郁子 井上 亮	荒木 郁子 井上 亮	荒木 郁子 井上 亮 ※当日受付は10:00まで	荒木 郁子 井上 亮
放射線科 (放射線治療)	午前	堀井 直敏	芥田 敬三	芥田 敬三	堀井 直敏	
※放射線治療は医師同士で直接お話しいただいての日程調整となりますので、平日8時30分~17時の間に地域医療連携課までお電話ください。						

※注1 = 完全予約制のため当日診察は不可

◎ 平日17時~20時、土曜日9時~13時にいただく診察依頼につきましては、診療科やご希望の医師によってお返事が翌日 (休み明け) になる場合があります。

INFORMATION



『第228回 大腸疾患研究会』のご案内

拝啓 新緑の候、先生には益々ご清栄のことと心からお慶び申し上げます。

さて今回は、「大腸がん診断を極める」をテーマとして、画像の読影を中心とした症例検討会を行い、大腸癌の形態診断について勉強したいと考えています。先生方の豊富な経験を共有することで診断力の向上を図りたいと思います。

ご多忙とは存じますが、是非ご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

2019年5月

大腸疾患研究会
当番世話人 浜本 順博
(浜本クリニック)

記

日 時 2019年6月14日(金) 午後6時30分～8時30分

会 場 エル・おおさか 南館 5F 南ホール

大阪市中央区北浜東3-14 TEL 06-6942-0001

会 費 500円

特別企画：「大腸がん診断を極める」

司会 浜本 順博 先生(浜本クリニック)
佐野村 誠 先生(北摂総合病院 消化器内科)

- 【症 例 提 示】
1. 大阪医科大学 第二内科
 2. 北摂総合病院 消化器内科
 3. 大阪国際がんセンター 消化器内科
 4. 大阪市立大学 消化器内科
 5. 近畿大学 消化器内科
 6. 京都第一赤十字病院 消化器内科

- 【ディスカッサー】
- ・原 あずさ 先生(大阪医科大学 第二内科)
 - ・森本 泰隆 先生(済生会京都府病院 消化器内科)
 - ・小木曾 聖 先生(大阪鉄道病院 消化器内科)

【症例のまとめ】 浜本 順博 先生(浜本クリニック)

※ 当研究会は、日本大腸肛門病学会の申請医対象研究会、大阪府医師会生涯研修システム登録研修会です。

※ 病理診断など、診断に困っている症例がありましたら当日お持ちください。

位置と交通

●地下鉄の場合

京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ 300m

京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ 500m

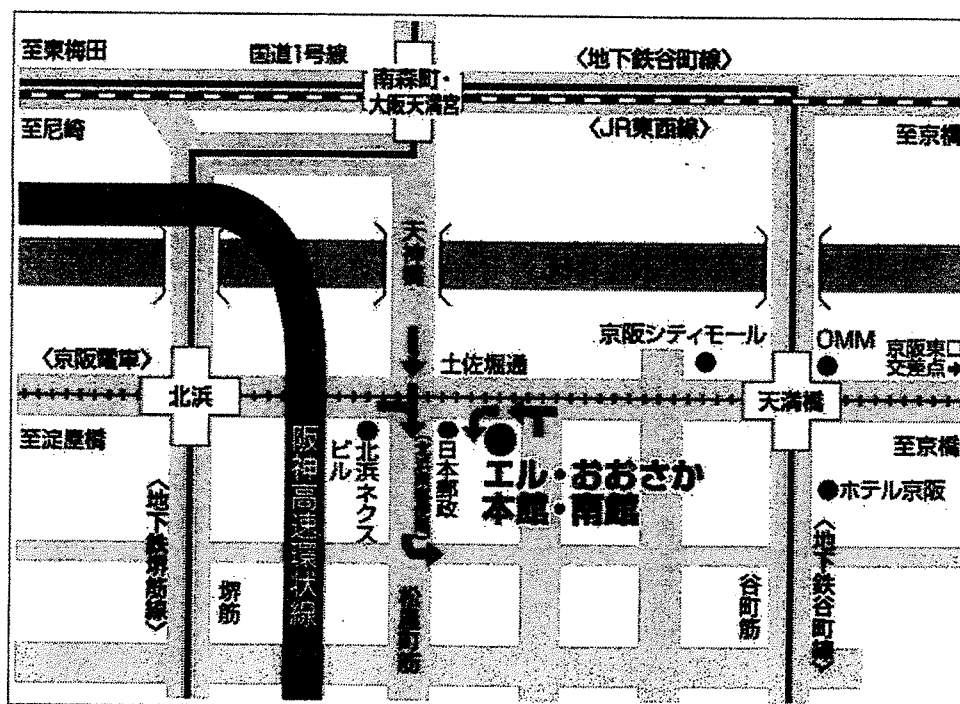
JR 東西線「大阪天満宮駅」より南へ 850m

●お車の場合

車でお越しの場合は、阪神高速東大阪線、法円坂出口を左折して直進、
京阪東口交差点左折、西へ信号5つ目

*地図上の矢印は、エル・おおさか周辺からのご案内です。

*エル・おおさかの駐車場（66 台収容）またはお近くのコインパーキングを
ご利用ください。



世話係：堀井薬品工業株式会社 学術推進課

TEL 06-6942-3485

FAX 06-6942-1505

Eメール：kikaku@horii-pharm.co.jp

事務連絡

2019年 5月 9日

都道府県医師会・郡市区医師会 御中

公益社団法人 日本医師会
日本医師会総合政策研究機構



**社会人プログラミング教育研究実行委員会主催
シンポジウム「今そこにあるサイバー危機」について**

拝啓 新緑の候 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当会の活動に格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会 ORCA 管理機構より、添付のとおりシンポジウム「今そこにあるサイバー危機」開催のご案内がありましたので、回付いたします。

下記の通りご案内を同送いたしますので、会員の先生方および関係各方面へのご周知を賜りますと幸甚です。よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【同送物】

- 日本医師会 ORCA 管理機構からのご案内状 (A4・1 枚)
- シンポジウムのご案内 (A4・2 枚)
- 社会人プログラミング教育研究実行委員会 (A4・2 枚)

なお、本講座に関するお問合せは、添付ご案内状記載の日本医師会 ORCA 管理機構あてにお願い致します。

以 上



2019年5月10日

公益社団法人日本医師会 御中

日本医師会 ORCA 管理機構株式会社
代表取締役社長 上野 智晴**社会人プログラミング教育研究実行委員会主催
シンポジウム「今そこにあるサイバー危機」について**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より弊社活動に格別のご厚情を賜り有難く 深く御礼申し上げます。

さて、今般6月11日(火)に社会人プログラミング教育研究実行委員会(事務局:弊社。添付資料ご参照)が主催する掲題シンポジウムが開催されます(添付ご案内チラシご参照)。シンポジウムでは、貴会 石川常任理事に司会をお願いし、IoT時代におけるサイバーセキュリティ政策、医療現場のセキュリティなど様々な視点からのサイバー危機対策やプログラミング言語開発者から見た ICT リテラシーについて総務省を交え議論します。また講演者の一人に日本医師会総合政策研究機構 澤部長にご登壇いただきます。

現在、社会人プログラミング教育研究実行委員会のホームページにシンポジウムの案内を掲載しメールにて、参加申込みを常時受付中です。

参加申込アドレス: programming@pm.orcamo.co.jp

なお、シンポジウムは当日および後日に Youtube での動画配信を予定しています。動画配信の案内については、追って社会人プログラミン教育研究実行委員会のホームページにて行います。

つきましては、貴会より都道府県医師会、都市区医師会にご依頼いただき、会員の先生方および関係各方面へのご周知を賜りますと幸甚です。何卒宜しく願い申し上げます。

【開催要領】

1. 開催日時: 6月11日(火) 18時開演(17:30開場)~19:30終了
2. 開催場所: 日本医師会館 大講堂
3. 定員 : 300名(予定)
4. 参加費 : 無料
5. 後援 : 日本医師会、総務省・情報通信月間推進協議会

敬具

【シンポジウムに関するお問い合わせ先】日本医師会 ORCA 管理機構 programming@pm.orcamo.co.jp (担当: 鈴木)

社会人プログラミング教育研究実行委員会 シンポジウム

今そこにある サイバー危機 **参加費無料**

- 日時 2019年6月11日(火) 18:00~19:30
(開場 17:30)
- 会場 日本医師会館 大講堂 (東京都文京区本駒込2-28-16)
- 定員 先着300名様

生活を便利にし、仕事の効率も格段に向上させたインターネットは、他方で端末へのウイルス感染や不正侵入など、サイバーセキュリティに対する脅威ももたらしています。

こうしたサイバー危機に対処すべく我が国では、「サイバーセキュリティ基本法」の制定をはじめ、様々な対策を進めていますが、現場で実際に危機に遭遇し対処しなければならないのは、インターネットに接続している私たちです。インターネットやコンピュータ、プログラミングの基礎知識を身につけ、情報セキュリティについて適切な対策を取得すること、すなわち「ICTリテラシーを身につけること」が、今なにより私たちには求められています。とりわけ情報の機微性・秘匿性や、医療行為への被害の深刻さに鑑みれば、医療機関にはより切実な課題です。

本シンポジウムでは、IoT時代におけるサイバーセキュリティ政策、医療現場のセキュリティなど、様々な視点からのサイバー危機対策やプログラミング言語開発者から見たICTリテラシーについて議論します。



開演挨拶

石川 広己

日本医師会ORCA管理機構株式会社 代表取締役会長、日本医師会 常任理事

講演

講師:木村 公彦(きむら・きみひこ)

総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官

92年、郵政省(現総務省)入省。総務副大臣秘書官、郵政企画管理局保険企画課課長補佐、総合通信基盤局料金サービス課課長補佐、同事業政策課統括補佐、情報通信研究機構ワシントン事務所長、総務省総合通信基盤局事業政策課調査官、警察庁長官官房国際課国際協力室長、総務省情報通信国際戦略局国際協力課長などを経て、18年7月より現職。

講師:まつもと ゆきひろ

プログラミング言語Rubyの生みの親。

株式会社ネットワーク応用通信研究所フェロー、一般財団法人Rubyアソシエーション理事長。内閣官房 IT総合戦略本部本部員。

鳥取県米子市生まれ。英語圏ではMatzの愛称で呼ばれている。自他共に認めるプログラミング言語おたくとしても知られている。

講師:澤 倫太郎(さわ・りんたろう)

日本医師会総合政策研究機構研究部長/会長特別補佐。

日本医科大学大学院生殖発達病態学講師。慶應義塾大学産婦人科学教室客員准教授。

日本産科婦人科学会前幹事長。日本医師会元常任理事。

文科省「生命倫理安全部会」委員。

内閣府「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」委員。

厚生省「生殖医療部会」、「臓器移植専門委員会」委員などを経て現職。

パネルセッション

今そこにあるサイバー危機

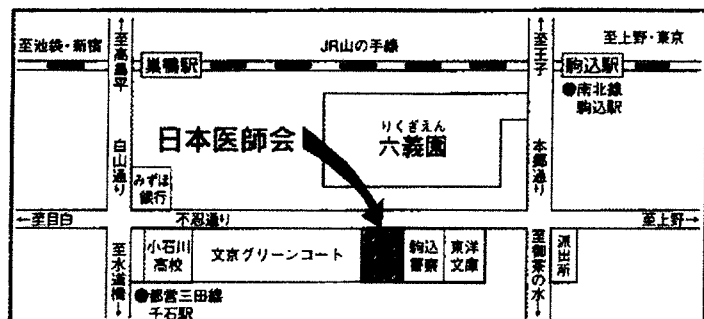
我が国のサイバーセキュリティ政策の内容、実際にあった過去事例や、イスラエルなどの国際的な取り組みについて、政府・開発者・医療現場それぞれの視点からサイバー危機への対策方法を議論するパネルセッションです。

会場のご案内

日本医師会館 大講堂

東京都文京区本駒込2-28-16

JR山手線 「駒込駅」南口より徒歩約10分
 東京メトロ南北線 「駒込駅」より徒歩約10分
 都営地下鉄三田線 「千石駅」A3出口より徒歩約8分



参加お申込み方法

お申し込みをご希望される方は、参加希望者ご氏名(複数名参加の場合は代表者1名)、所属先、参加希望人数をご明記の上、下記メールアドレスまでご連絡ください。

✉ programming@pm.orcamo.co.jp



社会人プログラミング教育研究実行委員会

【事務局】

日本医師会ORCA管理機構

<https://pear.orcamo.co.jp/>

☎03-5981-9681

社会人プログラミング教育研究実行委員会

ご挨拶 ～社会人プログラミング教育推進運動協賛のお願い～

委員長 横倉 義武(日本医師会会長)

現代の高度情報化社会は、インターネットの登場に端を発し、世界の歴史の中でも特筆される程短期間に、大きな変革を遂げようとしています。情報の高度化・多様化の流れは止めようもなく、社会的にも経済的にも政治的にもますます強化され、浸透していくものと思われます。

このような環境の変化に対応するには、広く国民が ICT リテラシーを身に付けることが必須と考えられます。その認識から政府では 2020 年から小学校でのプログラミング教育の義務化を決定し、既に手引書も公表されました。

一方、社会人の方を見ますと、時代が急速に進んだばかりに教育が追いつかず、基本的な ICT リテラシーに不足した状況があるのではないかと心配しております。このままでは、環境の変化に適応できず、取り残されてしまうことも危惧されます。各業界の方々とお話しても、組織の大小を問わず、同じような悩みをもっておられるようです。

医療界も例外ではなく、診断技術の AI 化や医療機器・業務処理機器の ICT 化が進んでおりますが、人的面でのスキルが追いついておらず、脆弱性への備えも十分ではないようです。そこで、ICT リテラシーの根幹をなす論理的思考力や問題解決能力の実践的な養成策として、「日本医師会 ORCA 管理機構」において、e-ラーニングを活用した別紙内容でのプログラミング講座が開設されました。これを医療界以外の方々にも開放し、社会全体で ICT リテラシーを高めていくことができれば、持続可能な社会構築の一助となる、と確信しております。

この、社会人を対象としたプログラミング教育推進運動の母体として、この度、「社会人プログラミング教育研究実行委員会」を設置いたしました。趣旨にご共感いただける企業・団体のご協賛を願えれば幸甚です。

以上、御検討の程、宜しくお願い申し上げます。

目的

日本医師会 ORCA 管理機構が提供する社会人のプログラミング教育講座を、企業や職種の壁を越えて協同して推進することを目的とした組織です。

講座は、プログラミングを基礎からしっかりと学習し、初歩的な Web アプリケーションの開発ができるようになることを目標としています。

組織

役職	氏名	所属・職名
委員長	横倉義武	日本医師会 会長
副委員長	川島祐治	(株)NTT データ経営研究所 代表取締役社長
副委員長	羽鳥裕	日本医師会 常任理事
幹事	自見はなこ	参議院議員
幹事	石田昌宏	参議院議員
幹事	長島公之	日本医師会 常任理事
顧問	松本行弘	(株)ネットワーク応用通信研究所 フェロー

事務局：日本医師会 ORCA 管理機構株式会社
(住所) 〒113-0021 東京都文京区本駒込六丁目1番21号 コロナ社第3ビル6階

健感発 0507 第 1 号
令和元年 5 月 7 日

各 { 都 道 府 県 知 事
保健所設置市長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

元号を改める政令の施行に伴う通知様式の改正について

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）が平成 31 年 4 月 1 日に公布され、同年 5 月 1 日から施行されたことに伴い、健康局結核感染症課関係の通知等において示している様式については、「平成」を「令和」に変更する等、改元に関して所要の様式変更が必要なところです。

つきましては、別紙の通り改元に対応した様式を作成いたしましたので、当該様式に関し御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に周知していただくようお願いします。

また、様式において「平成」を記載する必要がある場合は、適宜二重線等により適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、別紙において示していない様式に関しても、別紙の改正様式に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取り扱って頂きたいことを申し添えます。

エボラ出血熱発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型				
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢（0歳は月齢） 歳（ か月）	6 当該者職業
7 当該者住所 電話（ ） —				
8 当該者所在地 電話（ ） —				
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入） 電話（ ） —			

11 症 状	・発熱 ・頭痛 ・筋肉痛 ・腹痛 ・胸痛 ・無力症 ・出血 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域
	12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 検体：血液・その他（ ） ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：血液・その他（ ） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・その他（ ） ・蛍光抗体法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・ELISA法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ） ・臨床決定（ ）	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 2 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ） 3 針等の鋭利なものの刺入による感染（刺入物の種類・状況： ） 4 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ） 5 その他（ ） ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ）
13 初診年月日	令和 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検案（※））年月日	令和 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
16 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

クリミア・コンゴ出血熱発生届

他 合計 88 ページ

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類				
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳（ か月）	
7 当該者住所				
電話（ ） —				
8 当該者所在地				
電話（ ） —				
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入）			
	電話（ ） —			

11 症 状	・発熱 ・頭痛 ・悪寒 ・筋肉痛 ・関節痛 ・腹痛 ・嘔吐 ・咽頭痛 ・結膜炎 ・黄疸 ・羞明 ・知覚異常 ・点状出血 ・紫斑 ・全身出血 ・肝不全 ・消化管出血 ・腎不全 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域
	・分離・同定による病原体の検出 検体：血液・その他（ ） ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：血液・その他（ ） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・その他（ ） ・蛍光抗体法による血清抗体の検出（IgM・IgG） ・補体結合反応による血清抗体の検出 ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ） ・臨床決定（ ）	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 2 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ） 3 針等の鋭利なものの刺入による感染（刺入物の種類・状況： ） 4 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ） 5 その他（ ） ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ）
12 診断方法		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日	令和 年 月 日	
14 診断（検案（※））年月日	令和 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
16 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

（1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17 欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

週報

感染症発生動向調査（小児科定点）

調査期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

		0～5 カ月	6～11 カ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20歳 以上	合計		
RSウイルス感 染症	男																男	RSウイルス感 染症
	女																女	
咽頭結膜熱	男																男	咽頭結膜熱
	女																女	
A群溶血性レン サ球菌咽頭炎	男																男	A群溶血性レン サ球菌咽頭炎
	女																女	
感染性胃腸炎 *	男																男	感 染 性 胃 腸 炎 *
	女																女	
水痘	男																男	水痘
	女																女	
手足口病	男																男	手足口病
	女																女	
伝染性紅斑	男																男	伝染性紅斑
	女																女	
突発性発しん	男																男	突発性発しん
	女																女	
ヘルパンギーナ	男																男	ヘルパンギーナ
	女																女	
流行性耳下腺炎	男																男	流行性耳下腺炎
	女																女	

* 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ定点）

調査期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名:

		0～5 カ月	6～11カ 月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳 以上	合計
インフルエンザ （鳥インフルエンザ 及び新型インフルエ ンザ等感染症を除 く）	男																					
	女																					

結核集団感染事例報告書

都道府県(市)名

1. 事例について

- (1) 当該集団感染に関する報告回数
- (2) 集団感染と判明した時期
(集団感染の定義を満たすと判明した時期)
- (3) 集団感染の発生場所

第 報 ()

年 月

自由記載欄:

2. 初発患者について

- (1) 性別、年齢
- (2) 職業
- (3) 発症日(推定)
- (4) 発症後最初に受診した医療機関の初診日
- (5) 医療機関で結核と診断された日
- (6) 保健所で結核の届出を受理した日
- (7) 患者発見法(発見契機)
- (8) 喀痰検査(塗抹等)の結果
- (9) 胸部X線検査結果(結核病学会分類)

(歳)

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

3. 接触者健康診断について

- (1) 保健所方針決定日
- (2) 接触者健康診断の開始日
- (3) 対策の継続・終了の確認

年 月 日

年 月 日

(A)の場合

(年 月 現在)

(B)の場合

(年 月 日)

(4) 接触者健康診断(集団感染対策)の実施成績

全対象者数 (A)+(B)	受診者数 (A)	受診結果(精査結果を含む)の内訳					未受診者数 (B)
		結核発病 (確定例)	LTBI (※)	その他	異常 なし	結 果 待 ち	

(※) LTBI: 結核の無症状病原体保有者と診断し、かつ、結核医療を必要とする者

4. その他

- (1) 多剤耐性結核か否か
- (2) 発病者、感染者、死亡者の人数
- (3) 入院等の対応
- (4) まん延のおそれの有無
- (5) 公表する(公表した)場合には、その日時
- (6) その他の特殊な事項

発病者 名 感染者 名 死亡者 名

(理由)

月 日 時

入力規則

都道府県(市)名		001北海道－140江戸川区		
1	(1)	1－99(報)	続報-最終	
	(2)	1－99(年)	1-12(月)	
	(3)	学 校(小学校)－その他		
		事由記載欄:指定なし		
2	(1)	男－女(性別)	0-199(歳)	0－12(ヶ月)
	(2)	指定なし		
	(3)	1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(4)	1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(5)	1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(6)	1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(7)	指定なし		
	(8)	指定なし		
	(9)	指定なし		
3	(1)	1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(2)	1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(3)	A 対策を継続中－B 対策を終了		
		1－99(年)	1-12(月)	1-31(日)
	(4)	指定なし		
4	(1)	はい－いいえ		
	(2)	0-999(名)		
	(3)	指定なし		
	(4)	有－無		
	(5)	1-12(月)	1-31(日)	0-24(時)
	(6)	指定なし		

健健発 0507 第 1 号
令和元年 5 月 7 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

元号を改める政令の施行に伴う様式変更について

今般、元号を改める政令（平成 31 年政令第 134 号）が平成 31 年 4 月 1 日に公布され、同年 5 月 1 日から施行されることに伴い、「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施について」（平成 16 年 3 月 30 日付け健感発第 0330004 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則」に定める様式を別添のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市区町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対する周知を図っていただきますよう、御協力をお願いします。

なお、この通知による変更前のそれぞれの通知で定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることを申し添えます。

別紙 1

医療費・医療手当申請書（ポリオ 2 次感染）

① ふりがな 氏 名		男女		② 生年月日		年 月 日	
③ 現 住 所				④ 世 帯 主 名 氏 名		続柄	
2 次感染 の 原 因 となつた 予防接種	⑤ 被接種 者氏名	男女		⑥ 実 年 月 日 施 日		年 月 日	
	⑦ 実施者			⑧ 実施場所			
	⑨ 居住地			⑩ 生年月日		年 月 日	
⑪ 医療保健等の種 類		健保、国保、その他（ ）		⑫ 被保険者本人 (組合員本人) 被扶養者の別		本人 被扶養者	
⑬ 医療を受けた医 療機関の名称及 び所在地							
⑭ 医療を受けた日 数				月分		月分	
		入院外 診療実日数		日		日	
		入院日数		日		日	
⑮ 看護移送等につ いてはその内容							
⑯ 患 者 負 担 額		ポリオ 2 次 感 染 医 療 費					
		円					
		内 訳					
		特殊医療 費分	円		医療保険 等自己負 担額分	円	
⑰ 医療手当請求額		円					
上記のとおり、ワクチン株ポリオウイルスからの 2 次感染によるとされる疾病について医療費・医療手当の支給を受けたく、必要書類を添えて申請します。 令和 年 月 日 市 町 村 長 殿 申 請 者 氏 名							

(A 4)

健 発 0507 第 14 号
薬 生 発 0507 第 4 号
令 和 元 年 5 月 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚 生 労 働 省 医 薬 ・ 食 品 衛 生 局 長
（ 公 印 省 略 ）

元号を改める政令の施行に伴う様式変更について

今般、元号を改める政令（平成 31 年政令第 134 号）が平成 31 年 4 月 1 日に公布され、同年 5 月 1 日から施行されることに伴い、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号薬食発 0330 第 1 号健康局長、医薬・食品衛生局長通知）の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市区町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）、関係機関等に対する周知を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、御協力をお願いします。

なお、この通知による変更前のそれぞれの通知で定める様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとともに、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

予防接種後副反応疑い報告書

予防接種法上の定期接種・任意接種の別				☐ 定期接種		☐ 任意接種	
患 者 (被接種者)	氏名又は イニシャル	(定期の場合は氏名、任意の場合はイニシャルを記載)		性別	1 男 2 女	接種時 年 齢	歳 月
	住 所	都 道 府 県	区 市 町 村	生年月日	T H S R	年 月 日生	
報 告 者	氏 名	1 接種者 2 主治医 3 その他()					
	医療機関名					電話番号	
	住 所						
接種場所	医療機関名						
	住 所						
ワクチン	ワクチンの種類 (②～④は、同時接種したものを記載)		ロット番号	製造販売業者名		接種回数	
	①					① 第 期(回目)	
	②					② 第 期(回目)	
	③					③ 第 期(回目)	
	④					④ 第 期(回目)	
接種の状況	接 種 日	平成・令和 年 月 日	午前・午後 時 分	出生体重	グラム (患者が乳幼児の場合に記載)		
	接種前の体温	度 分	家族歴				
	予診票での留意点(基礎疾患、アレルギー、最近1か月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等)						
	1 有 { } 2 無 { }						
症 状 の 概 要	症 状	定期接種の場合で次頁の報告基準に該当する場合は、ワクチンごとに該当する症状に○をしてください。 報告基準にない症状の場合又は任意接種の場合(症状名:)					
	発生日時	平成・令和 年 月 日 午前・午後 時 分					
	本剤との 因果関係	1 関連あり 2 関連なし 3 評価不能			他要因(他の 疾患等)の可 能性の有無	1 有 { } 2 無 { }	
	概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)						
	○製造販売業者への情報提供 : 1 有 2 無						
症 状 の 程 度	1 重い →	1 死亡 2 障害 3 死亡につながるおそれ 4 障害につながるおそれ 5 入院 { 病院名: 医師名: 平成・令和 年 月 日 入院 / 平成・令和 年 月 日 退院 } 6 上記1～5に準じて重い 7 後世代における先天性の疾病又は異常					
	2 重くない						
症 状 の 転 帰	転帰日	平成・令和 年 月 日					
	1 回復 2 軽快 3 未回復 4 後遺症(症状:) 5 死亡 6 不明						
報告者意見							
報告回数	1 第1報 2 第2報 3 第3報以後						

(法安 29) F

令和元年5月17日

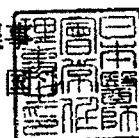
都道府県医師会

郡市区医師会

医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事

城守



【重要】

ページニオ錠 50mg、100mg、150mg による重篤な間質性肺疾患について

抗悪性腫瘍剤であるアベマシクリブ(販売名:ページニオ錠 50mg、同錠 100mg、同錠 150mg)において、2018年11月30日の発売開始以降、市販後調査中の2019年5月14日までの間に、本剤使用患者において間質性肺疾患の重篤な症例が14例報告されました。このうち3例は、死亡に至った症例として報告されています(推定使用患者約2,000人[※])。注)推定使用患者数は販売開始から2019年5月14日まで

これを受けて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、同剤について、別添のとおり「使用上の注意」を改訂するとともに、安全性速報が配布された旨、本会宛て連絡がありました。

つきましては、下記の点に注意していただきますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

1. 本剤の投与にあたっては、間質性肺疾患の初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)を確認し、胸部X線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。
2. 異常が認められた場合には、本剤の投与を中止し、必要に応じて、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。
3. 患者又は家族に対して、間質性肺疾患の初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)が発現した場合には、速やかに医師・薬剤師に連絡するよう指導すること。

※参考といたしまして、厚生労働省報道発表資料を添付いたします。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073061_00003.html

別添2

重
要

2019年5月
19-01号

安全性速報

ベージニオ[®]錠 50mg、100mg、150mg による 重篤な間質性肺疾患について

2018年11月30日の発売開始以降、市販直後調査中の2019年5月14日までの間に、本剤使用患者において間質性肺疾患の重篤な症例が14例報告されました。このうち3例は、死亡に至った症例として報告されています(推定使用患者数約2,000人^注)。このため、本剤の「使用上の注意」の「警告」に追加記載し、注意喚起することに致しました。

注)推定使用患者数は販売開始から2019年5月14日まで
本剤の使用にあたっては、以下の事項に十分にご留意ください。

- 本剤の投与にあたっては、間質性肺疾患の初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)を確認し、胸部X線検査の実施等、患者の状態を十分に観察してください。
- 異常が認められた場合には、本剤の投与を中止し、必要に応じて、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行ってください。
- 患者又は家族に対して、間質性肺疾患の初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)が発現した場合には、速やかに医師・薬剤師にご連絡いただくよう指導ください。

「警告」、「慎重投与」、「重要な基本的注意」及び「重大な副作用」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

お問い合わせ先につきましては4頁をご参照ください。

＜症例の概要＞国内で報告された、「間質性肺疾患」症例を以下に記載いたします。

【症例1:死亡症例】

患者背景	副作用の発現状況、症状等の経過
女・50歳代 使用理由: 右乳癌 Stage IV (T4cN3M1):遠隔転移部位(骨、肺、胸膜、対側乳房) アベマシクリブ (薬剤名) 一日投与量: 300mg (150 mg, 1日2回)	合併症:先天性聴覚障害(免聴障害あり)、頭痛 家族歴:血縁者に難聴、家族構成:夫(難聴)、姪(看護師) 既往歴:血栓塞栓症、放射線治療歴なし、喫煙歴なし、手術歴なし、アレルギー歴なし 前治療歴: 初回治療としてフルベストラント注射剤投与。 二次治療としてエキセメスタン錠及びエベロリムス錠内服。間質性肺疾患を疑わせる呼吸症状等なし。 三次治療としてエキセメスタン錠及びバルボシクリブカプセル内服。 四次治療としてフルベストラント注射剤及びバルボシクリブカプセル内服。 併用薬:デノスマブ(遺伝子組換え)注、オキシコドン塩酸塩水和物、ロキソプロフェンナトリウム水和物、アムロジピンベシル酸塩、センノシド錠、エソメプラゾールマグネシウム水和物、乳酸カルシウム水和物 PET/CT検査で乳腺と左右腋窩リンパ節病変の指摘。間質性肺疾患を疑う所見なし。 胸部X線写真で間質性肺疾患を疑う所見なし。 徐々に腫瘍マーカーが増加傾向だったため、本剤1回150 mg、1日2回とフルベストラント注射剤の投与に変更。咳、痰などの呼吸症状なし。 フルベストラント注射剤、デノスマブ(遺伝子組換え)注、オキシコドン塩酸塩水和物投与持病の頭痛増強を家族に訴えていたが、受診せず。本剤は内服しなかった。 食欲不振で終日入眠。受診せず。咳嗽等の呼吸器症状の有無は不明。 終日入眠。21:00まで家族と通常のコミュニケーションあり。 周囲に感染症が疑われる症状を有していた者はいなかった。 発熱の有無は不明。 7:10 自宅で暴れており閉鎖しているため救急隊要請。自宅では血圧測定できず。 7:57 救急隊到着。SpO₂ 64%、JCS III-200、体温 38.0 度、呼吸数 40/min 救急車内では血圧 160/80 mmHg。以降徐々に血圧低下。 8:24 病院到着。除脳硬直あり。右共同偏視あり。対光反射なし。 血液ガス所見:PaO₂ 84 mmHg、PaCO₂ 34 mmHg。 頭部CT:出血無く、明らかな転移巣なし。びまん性脳浮腫の所見。十二誘導心電図、経胸壁心エコー図検査:急性心筋梗塞及び不整脈は否定された。 9:00 気管挿管及び人工呼吸開始 胸部X線写真:右中肺野、両側下肺野に浸潤像あり。造影CT:リンパ節の腫大なし、両下肺野に広範囲に consolidation があり、その周囲にすりガラス影あり。 肺炎様であったが分布から考えて急性呼吸窮迫症候群(ARDS)と判断。肺塞栓は否定的。 喀痰培養、血液培養、インフルエンザ検査結果は陰性。 KL-6 1425 U/mL(基準値:500 U/mL 未満)、SP-D 556 ng/mL、SP-A 163.8 ng/mL。 RS ウイルス検査、マイコプラズマ、肺炎球菌・レジオネラ尿中抗原、β-D グルカン検査、気管支肺胞洗浄は実施せず。 以上の所見から、間質性肺炎、急性呼吸促迫症候群(ARDS)、呼吸不全による低酸素脳症(脳死状態)と診断。 間質性肺炎に対し、メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウムを投与。 低酸素脳症に対し、濃グリセリン・果糖の投与開始。 発現1日後 発現2日後 発現3日後 脳脊髄液に細胞なし。同細胞診は陰性、JCS III-300。 メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム及び濃グリセリン・果糖の投与を中止。 3:10 心停止。間質性肺炎及び低酸素脳症による死亡。剖検の実施なし。

臨床検査値

検査項目	基準値	単位	投与開始 14日前	投与開始 当日	投与 14日後	投与 28日後	投与37日後 (発現日)	発現 1日後
LDH	106-211	IU/L	216	217		238	613	618
CRP	0.00-0.30	mg/dL	0.08	0.33		0.10	13.45	8.51
WBC	4000-9000	/uL	3800	3400		4100	10900	5700
Neut	40.0-71.9	%	59.7	57.3		68.9	84.2	91.7
PT-INR	0.84-1.29		0.89	0.94		0.96	1.12	1.22
ALT	4-44	IU/L				13		
FDP	0.0-5.0	ug/ml					20.1	123.0
CA15-3		U/ml	36.6		32.2			

【症例2:回復症例】

患者背景		副作用の発現状況、症状等の経過					
女・70歳代 使用理由： 右乳癌 (胸膜播種あり) アペマシクリブ (薬剤名) 一日投与量： 300 mg (150 mg, 1日2回) → 200 mg (100 mg, 1日2回)	本剤投与開始7日前	前治療歴： 投与約20年前：他院にて術前化学療法(詳細不明)、右乳癌 (Stage IIB) に対し温存乳房手術、温存乳房に対し右乳房放射線治療実施(胸部 60 Gy)。 投与約16年前：アナストロゾール錠の治療開始(1st ラインであるかは不明)。 投与約15年前：カベシタピン錠投与。 投与約13年前：腰椎切除術(乳癌転移)。 投与約7年前：子宮頸摘出術(乳癌転移)。 投与約2年前：フルベストラント注射剤投与。 投与約1年前：エリブリンメシル酸塩製剤投与。同年夏にはペバシズマブ(遺伝子組換え)注射投与を開始。 投与約4カ月前：レトロゾール錠及びバルボシクリブカプセル投与。 併用薬：ファモチジン、牛車腎気丸、半夏瀉心湯、プレガバリン、フロセミド錠、ボラブレジンク					
	本剤投与開始日	CT 所見では肺野に異常なし。咳、呼吸困難等の呼吸器症状なし。 レトロゾール錠及びバルボシクリブカプセルの治療中に口内炎が認められたことから、乳癌に対し、本剤1回150mg、1日2回及びレトロゾール錠の併用投与開始。本剤開始時のPSは0。					
	投与14日後	クレアチニン上昇、高カルシウム血症(非重篤)発現のため本剤投与中止。					
	投与25日後	クレアチニン上昇、高カルシウム血症回復後、本剤を1回100mg、1日2回に減量し治療を再開。					
	投与51日後	CT：胸水の減少を認めた。肺野に間質影等の所見無し。胸膜播種は縮小。腫瘍マーカー低下(詳しい検査値は得られていない)。呼吸器症状無し。					
	投与97日後	38.5度の発熱。					
	投与104日後	38度台の発熱があったが解熱し経過観察。咳嗽等の呼吸器症状認めず。					
	投与110日後 (発現日)	朝から呼吸苦あり。夕方より呼吸苦が増悪したため夜に救急外来受診。 体温37度、PaO ₂ 58.3mmHg、酸素吸入(リザーバーマスク10 L/分、人工呼吸器の使用はなし)でSpO ₂ 90%台を維持。CTにて、両肺上葉、下葉、右肺中葉にすりガラス様陰影の所見。 喀痰培養、マイコプラズマ抗原検査は陰性。インフルエンザ検査、サイトメガロウイルス抗原検査、薬剤リンパ球刺激試験、気管支肺胞洗浄、生検は実施されていない。					
	発現2日後	間質性肺炎(薬剤性肺炎)と診断され入院。本剤投与中止。同日よりメチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム1000mg/dayによるパルス療法を3日間実施。タゾバクタム・ピペラシリン水和物1回4.5g、1日3回を5日間投与。					
	発現3日後	KL-6 2979 U/mL、β-D-グルカカン <6.0 pg/mL、SP-D 955.9 ng/mL。					
	発現5日後	ステロイドパルス3日間の後、経口ステロイド60 mg/dayの投与を開始。					
	発現6日後	リザーバーマスク酸素8 L/分。					
	発現13日後	リザーバーマスク酸素6 L/分へ減量。					
	発現20日後	経口ステロイド40 mg/dayに減量。					
発現28日後	KL-6 2932 U/mL、酸素吸入中止。経口ステロイド30 mg/dayへ減量。						
発現33日後 (転帰日)	経口ステロイド25 mg/dayへ減量。						
発現47日後	CT：すりガラス影はほぼ改善。間質性肺炎は回復と判断。経口ステロイド20 mgへ減量。 体力低下しているため引き続き入院して経過観察、リハビリを行っている。 外出、外泊は可能な状態。						
臨床検査値							
検査項目	単位	発現 4日後	発現 6日後	発現 9日後	発現 13日後	発現 16日後	発現 20日後
WBC	/uL	8140	7090	6290	9750	8290	8190
Neut	/uL	6950	5790	4480	7250	6070	5880
CRP	mg/dL	2.0	1.1	0.32	0.09	0.05	1.52
LDH	IU/L	478	358	368	305	314	286

改訂内容(:薬生安指示による改訂、 :自主改訂、 :削除)

改訂後	改訂前
【警告】 1. 本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、癌治療に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分説明し、同意を得てから投与すること。 2. <u>間質性肺疾患があらわれ、死亡に至った症例も報告されているので、初期症状（呼吸困難、咳嗽、発熱等）の確認及び胸部 X 線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。異常が認められた場合には、本剤の投与を中止し、必要に応じて、胸部 CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。</u> <u>「慎重投与」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項参照。</u>	【警告】 本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、癌治療に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分説明し、同意を得てから投与すること。
【使用上の注意】 1. 慎重投与（次の患者には慎重に投与すること） (1) <u>重度の肝機能障害のある患者<略></u> (2) <u>間質性肺疾患のある患者又はその既往歴のある患者</u> <u>「間質性肺疾患が増悪するおそれがある。」</u> <u>「警告」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項参照。</u>	【使用上の注意】 1. 慎重投与（次の患者には慎重に投与すること） 重度の肝機能障害のある患者<略>
2. 重要な基本的注意 (2) <u>間質性肺疾患があらわれることがあるので、本剤の投与にあたっては、初期症状（呼吸困難、咳嗽、発熱等）の確認及び胸部 X 線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。また、患者に副作用について説明するとともに、間質性肺疾患の初期症状が発現した場合には、速やかに医療機関を受診するよう説明すること。</u> <u>「警告」、「慎重投与」、「重大な副作用」の項参照。</u>	2. 重要な基本的注意 (2) <u>間質性肺疾患があらわれることがあるので、本剤の投与にあたっては、初期症状（呼吸困難、咳嗽、発熱等）の確認及び胸部 X 線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。また、必要に応じて、胸部 CT、血清マーカー等の検査を実施すること。</u>
4. 副作用 (1) 重大な副作用 4) <u>間質性肺疾患（2.7%）：間質性肺疾患があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には、本剤を中止し、必要に応じて、胸部 CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。</u> <u>「警告」、「慎重投与」、「重要な基本的注意」の項参照。</u>	4. 副作用 (1) 重大な副作用 4) <u>間質性肺疾患（2.7%）：間質性肺疾患があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には、本剤を中止するなど、適切に処置を行うこと。</u>

◆ 本剤の適正使用情報は、下記ウェブサイトからご確認いただけます。

日本イーライリリー 医療関係者向け製品情報提供ポータルサイト：www.lillymedical.jp

製造販売元

日本イーライリリー株式会社

〒851-0086 神戸市中央区磯上通 5 丁目 1 番 28 号

【お問い合わせ先】

日本イーライリリー株式会社 医薬情報問い合わせ窓口

フリーダイヤル：0120-380-605

- 2019年5月17日～2019年5月31日の受付時間：8:45～17:30(土日を含む)
- 2019年6月1日以降の受付時間：8:45～17:30(土日祝日および当社の休業日を除く)

乳癌治療薬「ページニオ[®]錠」を服用される 患者様とご家族の皆様へ

- ページニオ錠の服用中に、間質性肺疾患があらわれることがあります。
- 次のような症状が急に出現したり、持続する場合には、すぐに医師又は薬剤師にご連絡ください。
 - 階段を登ったり、少し無理をしたりすると息切れがする・息苦しくなる
 - 空咳が出る
 - 発熱する

など

次の人は、慎重に使う必要があります。使い始める前に医師又は薬剤師に伝えてください。

- 間質性肺疾患がある人、又は過去に間質性肺疾患になったことがある人

ページニオ錠に関する患者の皆様やご家族の皆様向けとして「患者向医薬品ガイド」が下記に掲載されております

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページ

URL : <https://www.pmda.go.jp/index.html>

患者向医薬品ガイド(<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/guide-for-patients/0001.html>)

【お問い合わせ先】

日本イーライリリー株式会社 患者さん向けお問い合わせ窓口

フリーダイヤル : 0120-526-062

(365 日年中無休/時間 9:00~21:00)



事務連絡

令和元年 5 月 17 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医薬品の「使用上の注意」の改訂及び安全性速報の配布等について

医薬品の安全対策については、日頃より御尽力いただいているところであります。

今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長あて通知したのでお知らせします。

(別添3)

薬生安発 0517 第1号

令和元年5月17日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

医薬品の「使用上の注意」の改訂及び安全性速報の配布等について

医薬品の使用上の注意事項については、各種情報、資料を基に評価・検討を行い、整備を図っているところです。

今般、アベマシクリブ（販売名：ページニオ錠 50mg、同錠 100mg、同錠 150mg）について、「使用上の注意」の改訂、安全性速報及び国民（患者）向け情報の配布が必要と考えますので、速やかに必要な措置を講じるよう関係業者に対して周知徹底方お願い申し上げます。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第52条の2第1項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に改訂後の添付文書等記載事項の届出を行うよう、関係業者に対して併せて周知方お願い申し上げます。

なお、本件については、別途、日本イーライリリー株式会社宛て連絡することとしていますので、念のため申し添えます。

別紙

【薬効分類】 429 その他の腫瘍用薬

【医薬品名】 アベマシクリブ

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」(平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知)に基づく改訂(旧記載要領)】

下線は変更箇所

現行	改訂案
警告 (新設)	警告 <u>間質性肺疾患があらわれ、死亡に至った症例も報告されているので、初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)の確認及び胸部X線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。異常が認められた場合には、本剤の投与を中止し、必要に応じて、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。</u>
慎重投与 (新設)	慎重投与 <u>間質性肺疾患のある患者又はその既往歴のある患者〔間質性肺疾患が増悪するおそれがある。〕</u>
重要な基本的注意 間質性肺疾患があらわれることがあるので、本剤の投与にあたっては、初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)の確認及び胸部X線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。 <u>また、必要に応じて、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施すること。</u>	重要な基本的注意 間質性肺疾患があらわれることがあるので、本剤の投与にあたっては、初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)の確認及び胸部X線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。 <u>また、患者に副作用について説明するとともに、間質性肺疾患の初期症状が発現</u>

	した場合には、速やかに医療機関を受診するよう説明すること。
副作用 重大な副作用 間質性肺疾患： 間質性肺疾患があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には、本剤を中止するなど、適切に処置を行うこと。	副作用 重大な副作用 間質性肺疾患： 間質性肺疾患があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には、本剤を中止し、必要に応じて、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行うこと。



Press Release

令和元年5月17日

【照会先】

医薬生活衛生局 医薬安全対策課

課長補佐 太田 美紀 (内線 2752)

主 査 清水 崇 (内線 2754)

(直通電話) 03(3595)2435

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

抗悪性腫瘍剤「ページニオ錠」投与患者における 間質性肺疾患に関する注意喚起について

本日、抗悪性腫瘍剤「ページニオ錠」(別添1)について、間質性肺疾患が発現し死亡に至った症例が報告されていることを踏まえ^(注)、添付文書の「使用上の注意」を改訂し、警告欄に必要な注意事項を追記するとともに、「安全性速報(ブルーレター)」(別添2)により、医療関係者等に対して速やかに注意喚起を行うよう、製造販売業者に指示しました(別添3)。

なお、「ページニオ錠」は、承認申請時に提出された臨床試験成績を踏まえ、既に平成30年9月の承認当初から、添付文書により間質性肺疾患に関する注意喚起がなされています。また、本剤の医薬品リスク管理計画書において、間質性肺疾患は重要な潜在的リスクに設定されており、通常の医薬品安全性監視活動及びリスク最小化活動のほか、追加のリスク最小化活動として市販直後調査、及び本剤投与と間質性肺疾患の関連を評価するため、製造販売後データベース調査が実施されております。

(注) 本剤の市販直後調査(平成30年11月～令和元年5月)において、重篤な間質性肺疾患を認めた国内症例が14例、うち死亡に至った症例が3例報告され、このうち本剤との因果関係が否定できない症例がそれぞれ4例、1例でありました。

安全性速報の概要

【今回の医療関係者に対する注意喚起のポイント】

本剤投与により間質性肺疾患が発現し、死亡に至った症例が報告されているので、次の事項に注意すること。

1. 本剤の投与にあたっては、間質性肺疾患の初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)を確認し、胸部X線検査の実施等、患者の状態を十分に観察すること。
2. 異常が認められた場合には、本剤の投与を中止し、必要に応じて、胸部CT、血清マーカー等の検査を実施するとともに、適切な処置を行ってください。
3. 患者又は家族に対して、間質性肺疾患の初期症状(呼吸困難、咳嗽、発熱等)が発現した場合には、速やかに医師・薬剤師にご連絡いただくよう指導ください。

【ページニオ錠を服用中の患者の皆様へ】

- 息切れ、息苦しい、から咳、発熱等の間質性肺疾患の初期症状があらわれた場合は、すぐに医師・薬剤師に相談してください。

(別添 1)

品目情報

- 販 売 名 : ページニオ錠 50mg、同錠 100mg、同錠 150mg
- 一 般 名 : アベマシクリブ
- 製造販売業者 : 日本イーライリリー株式会社
- 効能・効果 : ホルモン受容体陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌
- 用法・用量 : 内分泌療法剤との併用において、通常、成人にはアベマシクリブとして 1 回 150mg を 1 日 2 回経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。
- 製造販売承認日 : 平成 30 年 9 月 21 日
- 販 売 開 始 日 : 平成 30 年 11 月 30 日
- 推定使用患者数 : 約 2,000 人 (平成 30 年 11 月 30 日～令和元年 5 月 13 日)
- アベマシクリブは、細胞周期のレギュレーターであるサイクリン依存性キナーゼ (CDK) 4/6 に対する阻害作用を有する低分子化合物であり、CDK4/6 とサイクリン D の複合体の活性を阻害し、retinoblastoma (Rb) タンパクのリン酸化を阻害することにより、細胞周期の進行を停止し、腫瘍増殖抑制作用を示す。

事 務 連 絡
令和元年(2019年)5月17日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中
各地域医師会 御中

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

予防接種関係事務における年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構
との情報連携試験における活用事例の提供について

平素は本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、令和元年5月16日付けで厚生労働省健康局健康課から別紙のとおり
連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしくお願いします。

滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課

感染症対策係 舟山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡

令和元年 5 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

予防接種関係事務における年金関係の情報連携開始に向けた
日本年金機構との情報連携試験における活用事例の提供について

日頃より、予防接種行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構との情報連携試験の開始については、別添「年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構との情報連携試験の開始について」（令和元年 5 月 13 日付け厚生労働省年金局事業企画課及び厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室事務連絡）により、周知されたところです。

これを受け、情報連携試験を効果的に実施する観点から、情報連携試験の活用事例（機構が提供する試験用の副本データに基づき作成した情報連携試験において活用していただくことを想定した事例の案）を別紙のとおり作成しましたので、先般、送付しました「予防接種関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（案）」について（平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）」と併せてご活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくとともに、情報連携試験を通じて、試行運用の開始に向けた事務の習熟等が図られるよう、実施状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

(別紙)

【予防接種法に基づく障害年金支給関係】

○ 予防接種法に基づく障害年金額の算定

(問1) 予防接種法による障害年金受給者について、日本年金機構へ照会を行い、国民年金法に基づく障害基礎年金の受給状況を確認した上で、2019年4月に支給する2019年1月～3月分の障害年金の額を算定する。以下の条件を前提とすると、当該額はいくらになるか。

条件：

- ・ 当該受給者は、2005年より、A類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる障害として、2級で認定を受けている。介護加算額の支給はなく、特別児童扶養手当、障害児福祉手当または特別障害者手当等のその他の給付は支給されていないものとする。
- ・ 当該受給者は、障害年金と同一の理由により、障害基礎年金を受給しているものとする。

試験用個人番号：[192083788913]

※情報照会マニュアルP2～3 参照

(回答) 918,370 円

<解説>

○ 照会条件を既定（デフォルト）に設定し、日本年金機構に照会すると、以下の「情報照会結果画面のイメージ」の通り、情報照会結果が得られる。これによると、受給者は、現在、国民年金法に基づく障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）を受給しており、その障害等級は2級であることが確認できる。また、「年金支給停止額」が「0」と表示されていることから、本件については、障害基礎年金が全額支給されていることがわかる。

○ 予防接種法による障害年金（以下「障害年金」という。）については、同一事由により、障害基礎年金を受給できるときは、その額の100分の40に相当する額を障害年金の額から控除して支給するものとされている。これを踏まえ、以下、障害年金の額を算定する。

（手順1）今回算定するのは、2019年1月～3月の3ヶ月分の障害年金の額であることから、併給調整の対象となる障害基礎年金の額は、
 $779,300 \text{ 円} / 12 \text{ ヶ月} \times 3 \text{ ヶ月} = 194,825 \text{ 円 (A)}$

（手順2）次に、2級の障害年金の年額は、3,985,200円であることから、その3ヶ月分に相当する額は、
 $3,985,200 \text{ 円} / 12 \text{ ヶ月} \times 3 \text{ ヶ月} = 996,300 \text{ 円 (B)}$

（手順3）以上より、障害年金の額は、
 $996,300 \text{ 円 (B)} - 194,825 \text{ 円 (A)} \times 40 / 100 = 918,370 \text{ 円}$

（情報照会結果の画面イメージ）※必要な項目を抜粋

新法障害基礎年金情報（20歳前障害初診日分）		
年金の種類（年金コード）		6350
	受給権発生年月日	2005-03-24
	受給権失権年月日	ReasonOfNull
	障害等級コード	2
年金基本額情報		
	年金支給開始年月日	2018-04-01
	年金支給停止額情報	0
	年金支給額情報	779300

事 務 連 絡
令和元年 5 月 13 日

関係府省社会保障・税番号制度主管課 }
各都道府県社会保障・税番号制度担当課 } 御中

厚生労働省年金局事業企画課
厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構との
情報連携試験の開始について

日本年金機構（以下「機構」という。）との情報連携試験の実施については、「年金関係の情報連携開始に向けた日本年金機構との情報連携試験の実施について」（平成31年4月19日付け厚生労働省年金局事業企画課及び厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室事務連絡）でお知らせをしておりますが、今般、機構に対する情報連携試験の運用が開始されましたので、機構が提供する試験用の副本データ等についてお知らせします。

情報連携試験は必要なシステム上の準備を終えた全ての地方公共団体等が実施可能となっており、地方公共団体等から機構への情報照会に係る試行運用の開始に向けて、事務の習熟を図っていただくことに資するものとなりますので、情報連携試験を活用した事務運用の確認を積極的に実施していただけるようお願いします。

貴課におかれては、下記の内容をご確認の上、庁内の関係部局に周知していただくとともに、関係府省にあっては貴府省所管で情報連携を行う行政機関及び独立行政法人等に、都道府県にあっては域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合に周知していただくようお願いします。

記

1. 機構に対する情報連携試験の運用開始日

令和元年5月13日（月）

2. 機構が提供する試験用の副本データ等

機構に対する情報連携試験を行うことが可能な期間、機構が提供する試験用の副本データの内容等については、別添1「日本年金機構に対する情報連携試験の実施のご案内」を参照いただくようお願い申し上げます。また、機構が提供する試験用

の副本データ等に関するお問い合わせは、別添 1 の 4 に記載の機構の担当までお願いいたします。

3. 情報連携試験の活用事例の提供

情報連携試験を効果的に実施する観点から、情報照会マニュアル（制度ごとに発出された年金関係情報の取扱いについての留意事項等の案）ごとに、情報連携試験の活用事例（機構が提供する試験用の副本データに基づき作成した情報連携試験において活用していただくことを想定した事例の案）を作成し、機構への情報照会をする事務手続の所管課室から順次発出をしますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

4. 情報連携試験を活用した事務運用確認に関するアンケート調査の実施

機構に対する情報連携試験を活用して事務運用の確認を行い、その中で得られた課題等適切に対応するとともに、地方公共団体等から機構への情報照会に係る試行運用の開始に向けて情報照会マニュアル等の見直しを行うことを予定しております。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、都道府県ごとに 2～3 程度の団体にアンケート調査にご協力いただきたいと思います。具体的には、各都道府県が自らアンケート調査にご協力いただくとともに、域内でアンケート調査にご協力いただける市町村を 2 団体程度推薦していただきますよう、お願い申し上げます。

アンケート調査の具体的な流れは、以下のとおりです。

(1) アンケート調査への回答対象の事務手続を確認する。

アンケート調査の対象事務手続は、情報照会マニュアルの種類に応じて、以下の 14 種類になります（括弧内は、情報照会マニュアルを発出した事務手続の所管課室を示しています。）。

- ①児童手当関係（内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室）
- ②精神障害者保健福祉手帳関係（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- ③特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当関係（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）
- ④特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費及び訓練等給付費関係（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
- ⑤児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課及び保育課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
- ⑥子どものための教育・保育給付関係（内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当））
- ⑦予防接種関係（厚生労働省健康局健康課）
- ⑧特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費関係（厚生労働省健康局難病対策課）

⑨自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当介護医療費・障害児入所医療費及び
肢体不自由児通所医療費関係（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福
祉課及び精神・障害保健課）

⑩特別障害者手当関係（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）

⑪老人福祉法による福祉の措置に要する費用の徴収関係（厚生労働省老健局高齢
者支援課）

⑫児童扶養手当関係（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）

⑬生活保護関係（厚生労働省社会・援護局保護課）

⑭中国残留邦人等支援給付関係（厚生労働省社会・援護局援護企画課）

アンケート調査につきましては、ご協力いただく地方公共団体で行っている事
務について、可能な限り全てアンケート調査にご回答いただきますようお願いい
たします。

（２）地方公共団体等における各事務手続の実施課室において、情報照会マニュアル、
情報連携試験の活用事例等（３で記載）を確認する。

① 情報照会マニュアル及び別途送付する情報連携試験の活用事例を確認する。

② 活用事例に記載のとおり回答を算定することができるか、情報照会マニユ
アルを参照しながら情報照会を実施する等、事務運用の確認を行う。

なお、情報連携試験実施時の疑問点等については、情報照会マニュアルで確認
を行い、それでも疑問点等が解決しない場合には、機構が提供する情報について
のマニュアルである「日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報の取扱いにつ
いての留意事項」（平成 31 年 3 月厚生労働省年金局・日本年金機構）の活用をお
願いいたします。

（３）アンケートにご回答いただく。

アンケート様式は別添 2 になります。アンケート様式は「アンケート回答一覧」
と「アンケート設問様式」に分けて作成されていますので、各事務担当者の方に
「アンケート設問様式」に回答をしていただき、その回答を庁内のとりまとめ担
当者の方が「アンケート回答一覧」に転記した上で、「アンケート設問様式」と併
せて各都道府県の社会保障・番号制度担当課ご提出をお願いいたします。

（４）アンケートを取りまとめて提出いただく。

各都道府県の社会保障・税番号制度担当課において、アンケートを取りまとめ
いただき、5 月 24 日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。提
出先は下記に記載の厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室までお願いいた
します。なお、具体的な実証日時は貴都道府県（市町村）により任意とします。

なお、アンケート調査にご協力いただいた地方公共団体等に対しては、必要に
応じて、厚生労働省よりヒアリングをお願いすることがございますので、あらか
じめご承知置きください。詳細は追ってご連絡いたします。

【総合的な照会、機構に関すること】

厚生労働省年金局事業企画課 土屋・幸野

(直通) 03-5253-1111 (内線 3580)

(メール) tsuchiya-kazumasa@hlw.go.jp
kouno-masahito.1r2@hlw.go.jp

厚生労働省年金局事業企画課システム室 野村・原田

(直通) 03-5253-1111 (内線 3597、3598)

(メール) nomura-naofumi@hlw.go.jp
harada-mitsuru@hlw.go.jp

【情報連携試験による情報照会機関の職員の業務習熟及びアンケート調査の実施に関すること】

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 中捨・西村・杉

(直通) 03-5253-1111 (内線 7784、7678、7672)

(メール) my-number@hlw.go.jp

【情報連携試験に関すること】

情報提供ネットワークシステム運営主体へお問合せください。

問合せに当たっては、情報共有サイトの「02. FAQ・問合せ」-「03. 問合せ」に問合せ内容を記載した「問合せ票」様式を添付のうえ掲載してください。

◆問合せ票は、情報共有サイトの「03. 規程・様式等」-「03. 各種様式・ツール類」-「様式 02-04_問合せ票」を使用してください。

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

予防接種関係事務における年金関係情報の取扱いについての
留意事項等（案）について

日頃より、予防接種法に基づく定期接種の実施につきましては、日頃より多大なるご支援
とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構（以下「機構」という。）における年金関係の情報連携（行政手続における
特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条
第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）の
開始に向けた今後のスケジュールについて、地方公共団体等から機構への情報照会は、現時
点の想定として、「平成 31 年 6 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移
行」する予定である旨、関係府省社会保障・税番号制度主管課に周知されているところです。

今般、「年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報照会機
関における必要な準備について（依頼）」（平成 31 年 3 月 4 日付け事務連絡）（別添 1）の連絡
を受け、今後実施予定の情報連携試験等及び機構への情報照会事務の試行運用の実施に向け
た準備等に活用いただくため、「予防接種事務における年金関係情報の取扱いについての留
意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）の案を別紙にまとめましたので、各都道
府県におかれましては、管内市町村（特別区含む）に周知いただくとともに、機構への情報
照会事務の準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたしま
す。

また、機構より提供されている「年金関係情報提供マニュアル」（別添 2 及び 6、別添 3
～ 5 は共済組合等のマニュアルのため省略します）についても合わせて送付しますので、情
報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、情報照会マニュアルの内容につきましては、皆様方のご意見を踏まえて内容の見直
しを行い、試行運用開始日等の連絡と合わせて、正式版を送付する予定であります。情報照
会マニュアルへのご意見がございましたら、別紙 ご意見票にご記入いただき、以下の照会
先までメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

（照会先）
健康局健康課予防接種室
TEL: 03-5253-1111（内線 2380、2078）
E-mail: yoboseshu@mhlw.go.jp
政策統括官付情報化担当参事官室
TEL: 03-5253-1111（内線 7678、7672）
E-mail: my-number@mhlw.go.jp

予防接種関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
(情報照会マニュアル)

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

(1) 年金関係情報に情報照会を行う事務手続

予防接種関係事務において年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおりです。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
51 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	10-14	他の法令による給付との調整

【照会条件】：既定（デフォルト）、範囲指定（日）

(2) 基本的な事務の考え方

予防接種により障害を負った場合、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき、障害年金が給付されます。受給者が同一事由による国民年金法に基づく障害基礎年金を受給できるときは、併給調整の対象となり、障害基礎年金の額の 40/100 に相当する額を給付額から控除して支給することとなっています。

現在、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 11 条の 4 の規定による請求及び同規則第 11 条の 7 の規定による届出等があった際に、国民年金法に基づく障害基礎年金の受給の有無及び障害等級を確認する際は、必要に応じて受給者本人から年金証書等による確認を行っていただいておりますが、今後はマイナンバーを活用した情報連携の方法により、機構への情報照会によって取得した情報に基づき確認を行うことができるようになります。

2. 機構への年金等給付の照会方法等について

機構への情報照会によって国民年金法による障害基礎年金受給の有無及び障害等級を確認する場合は、以下の手順を参考に事務を進めて下さい。

(手順 1) 障害基礎年金受給者本人のマイナンバーで、情報照会を行います。

照会条件は、既定（デフォルト）により直近の情報を確認し、必要に応じて、確認対象期間の始点と終点で「範囲指定（日）」を行って下さい。

【情報照会結果の画面のイメージ】

新法障害基礎年金情報(20歳前障害初診日分)	
年金の種類(年金コード)	6350
受給権発生年月日	2018-10-10
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-11-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	779300

既定（デフォルト）の照会するとき、情報照会結果が正常に返ってきた場合は、現時点で受給権を有していると判断できることから、手順2に進みます。エラー分類 3004・エラー詳細 000000 の「情報提供エラー」が表示される場合は、現時点で障害基礎年金の受給権を有していないこととなります。（後述の副本更新スケジュールによる影響の場合を除く。）なお、範囲指定の照会するとき、「受給権失権年月日」に日付が表示されている場合は、その日の属する月分の年金までは受給権を有していたこととなります。

（手順2）障害等級コードを確認する

「障害等級コード」に「1」が表示されている場合は1級、「2」が表示されている場合は2級であることが確認できます。

（手順3）年金が全額支給停止になっているか否かを確認する

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」を確認し、年金が支給されていることを確認します。表示されるデータが「0」円以外となっていれば支給は停止されておらず、障害年金受給者であるため、併給調整の対象者であることとなります。

「0」円と表示されている場合には障害基礎年金が全額支給停止されていることとなります。（その場合、「年金支給停止額情報」に支給停止が表示されています。）この場合、障害基礎年金は全額停止中と判断でき、併給調整の対象外であることが確認できます。

（手順4）年金支給額を確認する

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」の金額を確認することにより、併給調整を行う金額を確認することができます。

なお、範囲指定による情報照会を行った場合、その期間内において年金額が改定されているとき（例：障害等級の変更）は、「年金基本額情報」が繰り返し表示されます。「年金支給開始年月日」ごとの「年金支給額情報」を確認し、併給調整を行う金額を確認して下さい。

3. 年金関係情報における副本更新のスケジュールについて

機構における年金関係情報の中間サーバへの副本登録は、月次で行われることとなっています。障害基礎年金の受給を確認するために情報照会する際、障害基礎年金の受給が始まっていたり年金受給額が改定していたりしても、年金給付情報の副本情報が更新前の場合があります。確認対象となる「年金基本情報」及び「年金基本額情報」は、支払月の前月分までの情報が支払月の月末（第 17 営業日）（※）までにそれぞれ更新されることとなります。

したがって、本人から障害基礎年金を受給している等の申出があるにもかかわらず 情報照会においてその情報が確認できない場合は、更新後の情報を確認するためには申出のあった月又は翌月の第 18 営業日以降に照会を行う必要があります、留意が必要です。

（※）例えば、平成 30 年 4 月 15 日に年金支払が行われる年金給付情報（平成 30 年 3 月分までの年金基本額情報等と平成 30 年 4 月に支払う年金支払情報）は平成 30 年 4 月末までに副本登録される。

なお、情報連携では、月次で最新の障害基礎年金の受給状況を確認することが可能となりますので、定期的な受給者の状況確認等にご活用いただけます。

4. 同一事由による併給調整の要否の確認について

今回の情報連携による確認では、障害基礎年金の受給の有無の確認は可能ですが、障害基礎年金の受給の原因が予防接種によるものか否かの確認はできません。このため、必要に応じて本人あてに事実確認等を行う等、現行と同様の取り扱いにより、障害年金の同一事由による併給調整の要否の確認も含め、適切に事務手続を進めて下さい。

以上

滋 薬 感 対 第 6 7 7 号
令和元年(2019年)5月17日

各市町結核対策主管課長
一般社団法人滋賀県医師会会長
各地域医師会会長
一般社団法人滋賀県病院協会会長
(第二種感染症指定医療機関および結核病床を有する病院)
地方独立行政法人市立大津市民病院長
独立行政法人地域医療推進機構 滋賀病院長
社会法人恩賜財団済生会滋賀県病院長
地方独立行政法人公立甲賀病院長
近江八幡市立総合医療センター院長
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター院長
長浜赤十字病院長
高島市民病院長
公益社団法人滋賀県看護協会会長
一般社団法人滋賀県薬剤師会会長
公益社団法人滋賀県放射線技師会会長
(県内健診機関)
一般財団法人滋賀保健研究センター理事長
一般財団法人近畿健康管理センター理事長
滋賀県厚生農業協同組合連合会理事長
公益財団法人滋賀県健康づくり財団理事長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

令和元年度結核予防技術者地区別講習会の開催について

平素は、本県の健康医療福祉行政につきまして御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、結核予防事業に従事している職員を対象に別添実施要領のとおり近畿地区における標記講習会を滋賀県で開催することになりました。

本講習会は、結核にかかる最近の状況はもとより、医師、保健師・看護師、診療放射線技師と結核対策に従事する医療従事者が各部門に分かれて行う三科別対象講義も予定しておりますので、貴会会員に周知いただき、出席に御配慮いただきますようお願いいたします。

つきましては、出席希望について、別紙様式により下記まで申し込みいただきますようお願いいたします。出席については、三科別対象講義のみの受講も可能です。

なお、本講習会は、日本結核病学会「抗酸菌症エキスパート制度」、「結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度」認定更新単位および日本呼吸器学会の研修単位の対象として承認を受けており、社会医学系専門医制度の認定更新に関しては、現在調整中であることを申し添えます。

記

- 1 開催日 令和元年 7 月 23 日(火)、7 月 24 日(水)
- 2 場 所 ピアザ淡海 (大津市におの浜 1-1-20)
- 3 提出書類 別紙「令和元年度結核予防技術者地区別講習会等受講希望者名簿」
※受講希望者が多数の場合は、受講人数を調整させていただく場合があります。
- 4 提出期限 令和元年 6 月 17 日 (月)
- 5 提出先 滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課感染症対策係
eh0003@pref.shiga.lg.jp / FAX : 077-528-4863
- 6 参加旅費等 受講者の所属で御負担ください。

滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症対策課 感染症対策係 福山 〒520-8577 滋賀県大津市京町 1 丁目 1-1 TEL : 077-528-3632 / FAX : 077-528-4863 MAIL : eh0003@pref.shiga.lg.jp

(別紙)

あて先:滋賀県健康医療福祉部

薬務感染症対策課 感染症対策係 福山 あて

eh0003@pref.shiga.lg.jp

所属名
(団体・市町名):

※提出期限:令和元年6月17日(月)

記入者氏名:

TEL:

FAX:

e-mail:

令和元年度結核予防技術者地区別講習会受講希望者名簿

(医師・診療放射線技師・保健師・看護師)

※①～③希望の受講日欄に○を記載ください。

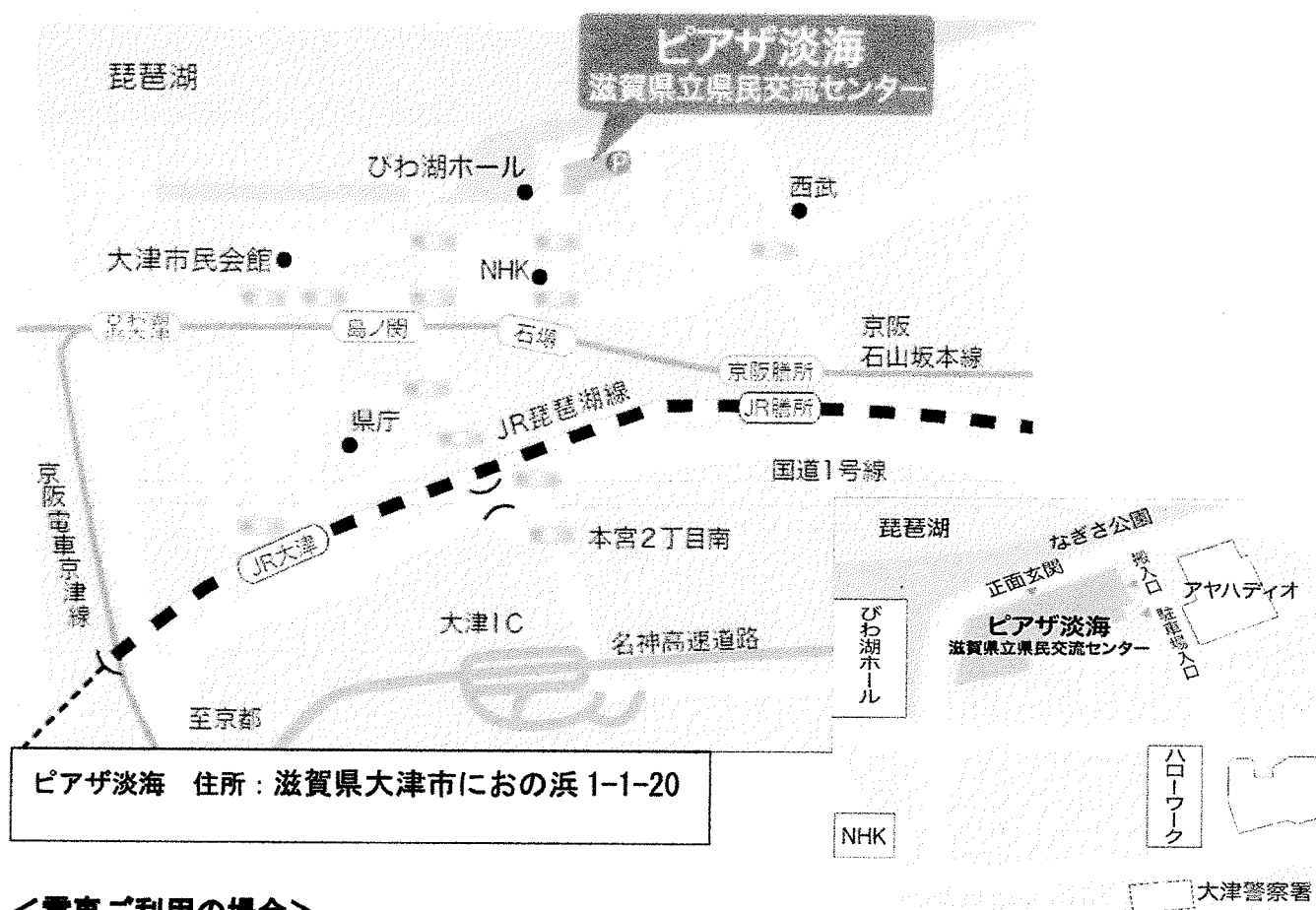
	氏名	職種	所 属	受講日		③7/23の三科 講義のみ参加	備考
				①7/23	②7/24		
1							
2							
3							
4							
5							

※優先順位の高い方より順に記載をお願いします。

※申込み多数の場合、受講人数を調整させていただくことがありますのでご了承ください。

※職種は、必ずご記入ください。(なお、7/23(火)に出席予定の薬剤師・事務職等の方は、備考欄に医師・保健師看護師・放射技師のどの講義を希望か記載をお願いします。)

【会場までのアクセス】



<電車ご利用の場合>

- ・大阪から JR 大津駅まで、JR 東海道本線利用で約 38 分
- ・東京から JR 京都駅までは JR 東海道新幹線
JR 京都駅から膳所駅まで、JR 東海道線利用で約 12 分
- ・JR 大津駅から
JR 大津駅から京阪・近江バス乗り換え [草津駅西口行] または [石山駅行] 「大津署前」下車徒歩 約 10 分
JR 大津駅からタクシーで約 5 分
- ・JR 膳所駅から
JR 膳所駅から徒歩約 12 分
JR 膳所駅から京阪電車乗り換え [浜大津方面] 「京阪石場駅」下車徒歩約 5 分

<お車をご利用の場合> 会場駐車場は、地下駐車場 77 台（有料：裏面）

大津 I.C. から ピアザ淡海まで約 7 分

<空路ご利用の場合>

大阪国際空港（伊丹空港）から JR 京都駅まで、空港バス利用で約 55 分

関西国際空港から JR 京都駅まで、JR 関空特急「はるか」利用で約 1 時間 13 分

<注意>最新の情報は、ピアザ淡海のHPで御確認ください。(2019.4時点のHPの情報)

地下駐車場利用料金

ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
指定管理者 株式会社コンベンションリンクージ

営業時間 7:00～23:00

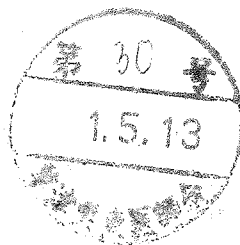
※23:00～翌日7:00は、入出庫できませんのでご注意ください。
※利用時間が4時間以内の場合は、1時間につき210円
※4時間を超える場合は4時間を超える1時間毎につき110円を加算した額
※夜間(23:00～7:00)は1台1回につき 420円

駐車時間	駐車料金
1時間まで	210円
2時間まで	420円
3時間まで	630円
4時間まで	840円
5時間まで	950円
6時間まで	1060円
7時間まで	1170円
8時間まで	1280円
9時間まで	1390円
10時間まで	1500円
11時間まで	1610円
12時間まで	1720円
13時間まで	1830円
14時間まで	1940円
15時間まで	2050円
16時間まで	2160円
備考	※入庫した翌日に出庫する場合は、入庫から23:00までの料金 + 夜間料金 420円 + 翌朝7:00から出庫までの料金 を申し受けます。 ※ホテルにご宿泊の方は、チェックインの際にホテルフロントにお申し出ください。 ※障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、および重度の障害がある方で規則で定める方が乗車し、その方の移動のために介護を行う方が運転する場合は無料です。 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参のうえ滋賀県立県民交流センター受付(1階)にお越しください。

令和元年度結核予防技術者地区別講習会日程表

会場：ピアザ淡海(京阪電車石場駅) 〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20

7月23日 (火)	会 場	ピアザホール		
	9:30～	受付		
	10:00～10:10	開会		
	10:10～12:30	合同講義 (前編) 「低まん延化間近となった本邦における新たな結核対策」 講師：公益財団法人結核予防会結核研究所 加藤 誠也		
	12:30～13:40	～～～ 休 憩 ～～～		
	会 場	大会議室	ピアザホール	305 会議室
	13:40～16:10	医師講義 「結核治療 -診療の基礎から最近の話題まで-」 講師：公益財団法人結核予防会 結核研究所 平尾 晋	保健師・看護師講義 「結核のない世界を目指して ～様々な職種とつながる支援～」 講師：公益財団法人結核予防会 結核研究所 島村 珠枝	放射線技師講義 「低まん延化に向けた対策の ポイント・医療被ばく管理の動向」 講師：公益財団法人結核予防会 結核研究所 星野 豊
7月24日 (水)	会 場	ピアザホール		
	9:30～	受付		
	10:00～12:00	合同講義 (後編) 「低まん延化間近となった本邦における新たな結核対策」 講師：公益財団法人結核予防会結核研究所 加藤 誠也		
	12:00～13:10	～～～ 休 憩 ～～～		
	13:10～14:10	合同講義 (厚生労働省) 「結核低まん延化に向けた今後の対策の方向性」 講師：厚生労働省健康局結核感染症課 上戸 賢		
	14:10～15:20	結核対策特別促進事業の報告・評価 (1) (2) (現在調整中) (3)		
	会 場	大会議室		
	15:30～17:00	結核行政担当者会議 (※各府県市結核行政担当者対象) 助言：厚生労働省、公益財団法人結核予防会		

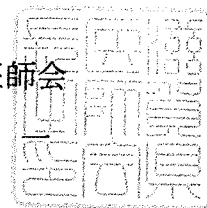


滋医発第 43 号
令和元年 5 月 10 日

各 地域医師会長 様

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越 智 眞



WATCH in Shiga 2019(Welcome&Training Conference held in Shiga)

の開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本会では、平成 16 年 4 月に始まった新医師臨床研修制度への取り組みとして、研修医が安心して研修を受けられる体制作りのため、指導医を養成する「指導医のための教育ワークショップ」を開催し、また、平成 19 年度から 1 年目研修医を対象に「研修医のための基本的医療課題」をテーマとした標記研修会を開催してまいりました。本年度も、2019 年度 1 年目研修医を対象に下記のとおり研修会を開催することとなりました。本会では、本研修会に先輩医師として参加いただける先生方を心から歓迎いたします。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご参加いただける先生方につきまして、貴会でお取りまとめのうえ、5 月 31 日（金）までに別紙回報用紙にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、病院については本会から別途ご案内しておりますことを申し添えます。

敬白

記

開催日時：令和元年 7 月 13 日（土）午後 2 時 10 分～午後 8 時

【 研 修 】 午後 2 時 10 分～午後 6 時 15 分

【意見交換会】 午後 6 時 30 分～午後 8 時

会 場：【 研 修 】

ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

〒520-0801 大津市におの浜 1-1-20 TEL：077-527-3315

【意見交換会】

ホテルピアザびわ湖 6 階「クリスタルルーム」

〒520-0801 大津市におの浜 1-1-20 TEL：077-527-6333

プログラム：別紙（案）を参照ください

意見交換会参加費：1 人 10,000 円

以上

担当事務局：臨床研修担当 岡村・八田

TEL：077-514-8711

FAX：077-552-9933

滋賀県医師会事務局 臨床研修担当 行き
(FAX:077-552-9933)

WATCH in Shiga 2019
Welcome & Training Conference held in Shiga

令和元年7月13日 (土)

医師会名

ふ り が な 氏 名	医 療 機 関 名 ・ 役 職	参加について	
		研修 (午後2時10分 ~午後6時15分)	意見交換会 (午後6時30分~午後8時)

※回答期限 令和元年5月31日(金)

WATCH in Shiga 2019 (案)

Welcome & Training Conference held in Shiga

日 時：令和元年7月13日(土) 14時10分～20時00分

会 場：ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター

テーマと目標：基本的医療課題と臨床医の役割

基本コンセプト：先輩医師とともに学ぶ

主 催：一般社団法人 滋賀県医師会

後 援：滋賀県、一般社団法人 滋賀県病院協会

対 象：2019年度1年目研修医

プログラム

総合司会 滋賀県医師会 理事 中 村 隆 志

14:10～14:20 開会

会長挨拶

滋賀県医師会 会長 越 智 眞 一

14:20～16:50 ワークショップ(グループワーク)

テーマ「これでばっちり 明日からいかせる病診連携

～ 生活を支える医療を提供するために ～ (仮)」

オリエンテーション

滋賀県医師会 理事 中 村 隆 志

(ワークショップの進め方)

16:50～17:00 休憩

17:00～17:15 滋賀県医師会の紹介

滋賀県医師会 理事 木 築 野百合

17:15～18:15 ワークショップ(プレゼンテーション)

18:15 研修会総括

滋賀県医師会 副会長 高 橋 健太郎

18:15～18:30 ～記念撮影と意見交換会会場への移動～

18:30～19:50 意見交換会

～19:55 アンケート記入

19:55～20:00 閉会

滋賀県医師会 副会長 小 西 眞

日医生涯教育講座

WATCH in Shiga 2019 意見交換会 次第（案）

1. 研修医への 18:25～
 激励・握手 滋賀医科大学医学部附属病院長、滋賀県医師会長
2. 開 会 18:30
3. 開会挨拶
4. 来賓挨拶
 滋賀県知事 三日月 大 造 様
 滋賀医科大学 学長 塩 田 浩 平 様
5. 来賓紹介
 滋賀県病院協会 会長 石 川 浩 三 様
6. 乾 杯
 滋賀県病院協会 会長 石 川 浩 三 様
- ～ 懇 談 ～
7. タクスフォース紹介
8. 参加者紹介
9. 閉会挨拶 19:55
10. 閉 会

湖南地区呼吸器勉強会

日時：2019年 5月 30日（木） 18：45～20：10

場所：ホテルボストンプラザ草津 3F「リンカーンボールルーム」

滋賀県草津市草津駅西口ボストンスクエア内 ☎ 077-561-3311

【開会の辞】 18：45～18：50 守山野洲医師会 会長 **福田 正悟** 先生

一般講演 18：50～19：15

【座長】 済生会滋賀県病院 副院長 **重松 忠** 先生

「当院の呼吸器診療状況」

済生会滋賀県病院 呼吸器内科 **橋倉 博樹** 先生

「最新の呼吸器科診療～間質性肺炎～」

済生会滋賀県病院 呼吸器内科 **長谷川 功** 先生

特別講演 19：15～20：05

【座長】 済生会滋賀県病院 院長 **三木 恒治** 先生

「呼吸器診療のUpdate ～肺炎、喘息、肺癌～」

京都府立医科大学医学研究科 呼吸器内科学講座

教授 **高山 浩一** 先生

【閉会の辞】 20：05～20：10 草津栗東医師会 会長 **中嶋 康彦** 先生

* 講演会終了後、情報交換会を予定しております

主催：日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社

ホテルポストプラザ草津 周辺地図

【電車でお越しの方】

JR琵琶湖線(東海道線)
京都駅から約20分
JR草津駅下車、西口前

【お車でお越しの方】

名神(新名神)高速道路
栗東ICから約15分
田上ICから約20分

契約駐車場有り
P1又はP2にご駐車ください

P1...50台 P2...150台

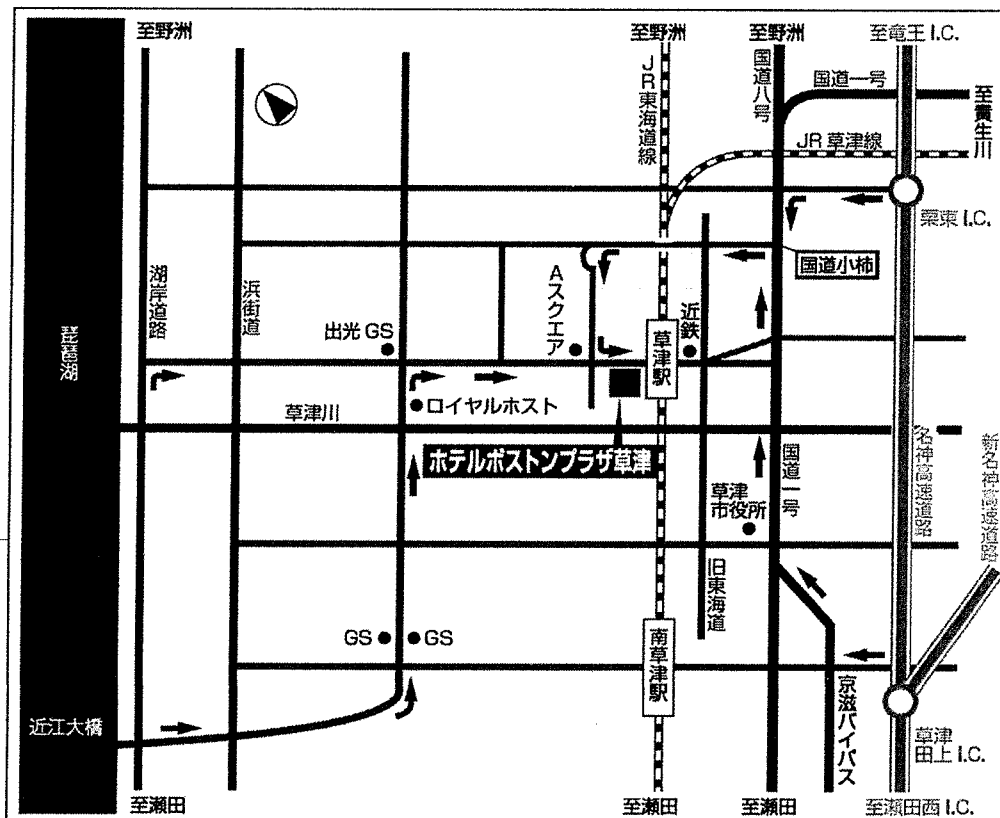
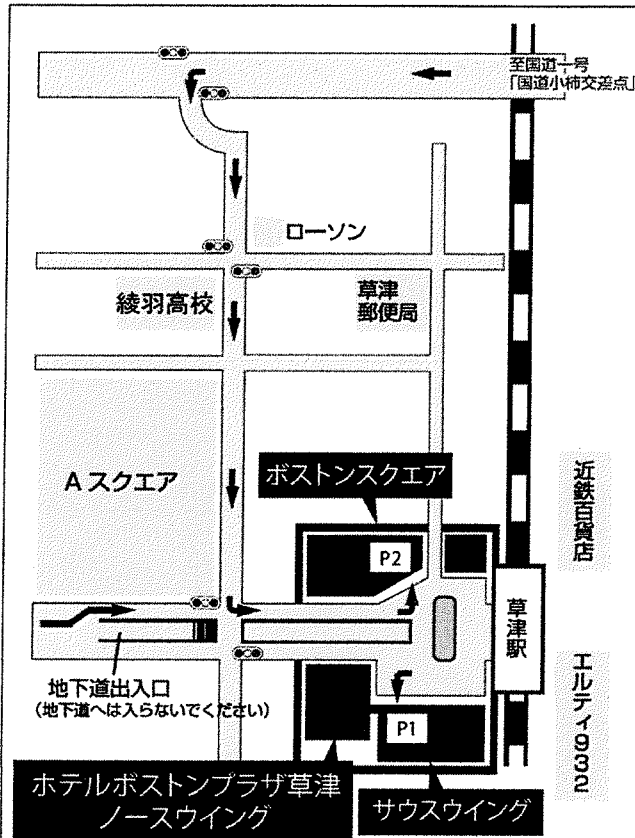
レストラン・ラウンジをご利用のお客様は、2時間無料
、宴会場をご利用のお客様は、3時間無料、ご宿泊のお
客様は、こー治500円を頂戴しております。駐車券をフ
ロント、もしくはご利用会場までお持ち下さいませ。
また、ホテルと駐車場は直結しておりませんので、一度
駐車場を出ていただくから、ホテルへお越しくださ
いませ。

ホテルポストプラザ草津

077-561-3311

〒525-0037

滋賀県草津市草津駅西口
ポストンスクエア内



別紙

＜送付先＞： 済生会滋賀県病院 地域医療連携室 川島 宛

FAX 077-551-1293 (直通)

【申込期日：2019年5月24日（金）】

済生会滋賀県病院

湖南地区呼吸器勉強会 参加申込書

開催日：2019年5月30日（木）

施設(団体)名	
診療科(所属)名	
職 種	医師 ・ 医師以外 ()
職 名	
(ふりがな) 氏 名	
連絡先(電話番号)	

施設(団体)名	
診療科(所属)名	
職 種	医師 ・ 医師以外 ()
職 名	
(ふりがな) 氏 名	
連絡先(電話番号)	

※用紙が足りない場合は、お手数ですがコピー等でご対応下さい。

第 181 回草津栗東医師会循環器研究会のお知らせ

共催：草津栗東医師会 第一三共株式会社

謹啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、下記の要領にて第 181 回草津栗東医師会循環器研究会を開催致します。
ご多用中とは存じますが、ご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

日時： 2019年6月12日（水）20:00～21:30

場所： クサツエストピアホテル 3階「 慶雲 」

草津市西大路町4-3 TEL (077) 566-3336

司会： 内田内科循環器内科 院長 内田 和則先生

I 情報提供

『 リクシアナ錠について 』

第一三共株式会社

II 症例検討

III 学術講演

『構造的心疾患患者における抗凝固・抗血小板療法の意義』

講 師：滋賀医科大学 循環器内科 教授 中川 義久先生

コメンター：滋賀医科大学 心臓血管外科 教授 鈴木 友彰先生

*当日は軽食を準備しております。お手数ですがご出席を予定されている先生方は医師会までFAX願います。この草津栗東医師会循環器研究会
参加確認票は、ご出席の確認として利用させていただきます。また当日はご参加いただいた確認のため、ご施設名・ご芳名のご記帳をお願い申し上
げます。ご記帳いただいたご施設名・ご芳名は、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の提供のために利用させていただきます。
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

*ご講演・ご発表に関するお願い：日本製薬工業協会は、会員会社が主催ないし共催する講演会等は、演者の講演・発表内容を含めて全て当該
会社の責任であり、医療用医薬品プロモーションコードを遵守した上で実施することとしております。ご講演・ご発表される内容につきましては
承認外使用の推奨、他社および他社品の中傷・誹謗とならないよう、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

日医生涯教育講座単位 CC : 73 慢性疾患・複合疾患の管理 (1 単位)、43 動悸 (0.5 単位)

6月12日（水） 第181回 草津栗東医師会循環器研究会

御出席

御芳名

医師会 FAX 077-564-8127

健健発0425第1号

健感発0425第1号

平成31年4月25日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく依頼事項について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

別紙1「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0419第1号結核感染症課長通知）により、平成31年4月19日付けで麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）が改正されたことを通知いたしました。

同通知において「追って、改正後の指針に基づき、依頼事項を整理の上、通知する予定」としていたところですが、今般、改正後の指針に基づき、下記1～4のとおり依頼事項を整理しましたので、貴殿におかれましては、指針の主な改正内容等とあわせて御了知の上適切に対応いただくとともに、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に周知していただくようお願いします。

また、同通知等において既に御連絡したとおり、風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）についても同時に改正することを予定しておりましたが、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第30回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）（平成31年1月28日開催）において当分の間改正を据え置くことが決定されています。一方で、下記3及び4の依頼事項につきましては、風しん対策にも同様に資するものであることから、風しんも想定した対応を取っていただくよう御協力をお願いします。

なお、改正後の指針第三の三の1等の記載に基づき、別紙2～4のとおり民生主管部局、（公社）日本医師会、母子保健主管部局等に対し通知を発出していること、改正後の指針第三の三の2等の記載に基づき、外務省及び国土交通省等の関係機関に協力を求めていることを申し添えます。

記

- 1 母子保健主管部局と連携し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項第1号に規定する健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び第一期（生後12月から生後24月に至るまでの間）の定期の予防接種（予防接種法第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。）の接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第一期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、再度の接種勧奨を行うこと。
- 2 教育委員会と連携し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該就学時健診の受診者の麻しんのり患歴及び第二期（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）の定期の予防接種の接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第二期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、再度の接種勧奨を行うこと。
- 3 都道府県が感染症の専門家、医療関係者、市町村の担当者等の関係者と協働して設置した麻しん・風しん対策の会議は、管内の各市町村における麻しんの定期の予防接種について、第一期に接種した者の割合及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ95%以上となるように定期接種率の向上策の提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえて管内の各市町村に対して働きかけること。この際、国立感染症研究所が取りまとめた「都道府県における麻しん風しん対策会議等に関するガイドライン（第二版：暫定版）」を参考にすること。
- 4 都道府県等においては、複数の都道府県等にまたがって広域的に麻しんが発生した場合に備え、都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくこと。なお、今後、厚生労働省において、自治体間で即時に麻しんに関する発生情報を共有できる仕組みを整備（感染症発生動向調査システムの改修）し、運用開始のお知らせを行う予定であることを申し添える。

参考 1 : 改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考 2 : 都道府県における麻疹風疹対策会議等に関するガイドライン

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/rubella/GLMM_160603.pdf

健健発0419第1号

健感発0419第1号

平成31年4月19日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局健康課長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

我が国における麻しん対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき策定される麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）に沿って実施することとされています。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、指針を別紙1のとおり改正しました。主な改正内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に周知していただくようお願いします。

追って、改正後の指針に基づき、依頼事項を整理の上、通知する予定です。

なお、風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）についても同時に改正することを予定しておりましたが、別紙2の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」（平成31年2月1日健発0201第2号厚生労働省健康局長通知）において既に御連絡したとおり、風しんに係る状況に変化があったことを踏まえ、第29回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会・第30回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）（平成31年1月28日開催）において当分の間改正を据え置くことが決定されていることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

指針は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づき、麻しんに係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等を図るために定められ、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することとされており、今般、昨今の麻しんを取り巻く状況の変化を踏まえ改正を行う。

第二 主な改正内容

- 1 定期の予防接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
 - ・ 国が、都道府県を通じ、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること（改正後の指針第三の二の2関係）
 - ・ 麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかけること（改正後の指針第七の三の1関係）
- 2 児童福祉施設等及び医療機関等の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨すること（改正後の指針第三の三の1等関係）
- 3 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること（改正後の指針第三の三の2等関係）
- 4 広域感染発生時の対応を強化するため、
 - ・ 国が、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすこと（改正後の指針第二の五関係）
 - ・ 各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の指針第二の五関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

第三 適用期日

平成31年4月19日

参考：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

< 別紙2 >

健健発0425第3号
健感発0425第2号
子総発0425第1号
平成31年4月25日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市 } 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

児童福祉施設等における麻しん対策については、別紙1の「児童福祉施設等の職員に対する麻しんの予防接種の推奨の周知について」（平成30年5月16日健感発0516第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知・子総発0516第1号子ども家庭局総務課長通知）等により、これまで御対応いただいているところです。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙2「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0516第1号結核感染症課長通知）で各都道府県等に通知したとおり、平成31年4月19日に麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）が改正され、「医療機関、児童福祉施設等及び学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、乳幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんにり患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患者の重症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等及び学校等の職員等のうち、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨

する必要がある。とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり児童福祉施設等において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の児童福祉施設等に対し、広く周知していただきますようお願いいたします。

また、保育所における麻しんを含めた感染症対策については、厚生労働省がとりまとめた「保育所における感染症対策ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしく申し上げます。

なお、別紙3のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

児童福祉施設等において行われる労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に規定する健康診断の機会等を利用して、当該施設等の職員の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。）である2回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、別紙4のリーフレット等を用いて、当該予防接種を受けることを推奨すること。

とりわけ、児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨すること。（改正後の指針第三の三の1関係）

参考1：麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考2：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考 3 : 保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

健健発0425第4号
健感発0425第4号
平成31年4月25日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

医療機関における麻しん対策については、別紙1の「麻しんの予防接種の推奨の周知について（協力依頼）」（平成30年5月16日健健発0516第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0516第1号結核感染症課長通知）等により、これまで御対応いただいているところです。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙2「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0516第1号結核感染症課長通知）で各都道府県等に通知したとおり、平成31年4月19日に麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）が改正され、「医療機関、児童福祉施設等及び学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、乳幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患者の重症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、医療機関、児童福祉施設等及び学校等の職員等のうち、麻しんに未罹患又は麻しんの罹患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。とりわけ、医療機関及び児童福祉施設等の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針

の内容も踏まえ下記のとおり医療機関において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の医療機関に対し、広く周知していただきますようお願いいたします。

また、医療機関での麻しん対応については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した「医療機関での麻疹対応ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしく申し上げます。

なお、別紙3のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

医療機関の職員等に対し、麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。）である2回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、別紙4のリーフレット等を用いて、当該予防接種を受けることを推奨すること。

とりわけ、医療機関の職員等のうち、特に定期の予防接種の対象となる前であり抗体を保有しない零歳児と接する機会が多い者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨すること。（改正後の指針第三の三の4関係）

参考1：麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考2：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考3：医療機関での麻疹対応ガイドライン

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline04_20160526.pdf

健健発0425第2号
健感発0425第3号
子母発0425第2号
平成31年4月25日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 母子保健主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

感染症対策及び母子保健の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国における麻しん対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき策定される麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）に沿って実施することとされています。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙1「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0419第1号結核感染症課長通知）で各都道府県等衛生主管部局に通知したとおり、平成31年4月19日に指針が改正され、「国は、都道府県を通じ、定期の予防接種の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、確実に予防接種が行われ、各市町村における第一期に接種した者及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ九十五パーセント以上となるよう、積極的に働きかけていく必要がある。具体的には、市町村に対し、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該健康診査及び就学時健診の受診者の麻しんのり患歴

（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。）である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを勧奨するよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり市町村において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の市町村に対し、広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、別紙２のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知していることを申し添えます。

記

衛生主管部局と連携し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項第1号に規定する健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び第一期（生後12月から生後24月に至るまでの間）の定期の予防接種（予防接種法第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。）の接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第一期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、適切に対応すること。（改正後の指針第三の二の2関係）

参考１：麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考２：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

健健発 0426 第 1 号
平成 31 年 4 月 26 日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の流通については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」（平成 31 年 2 月 19 日付健健発 0219 第 1 号）（以下「別添通知」という。）のとおり、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府及び福岡県（以下「7 都府県」という。）において、先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ等の観点から、7 都府県の過去の出荷実績の 100%に加えて、80%を目安に第 5 期定期接種又は任意接種分として、2019 年 2 月以降、当該市場に追加で出荷すること、7 都府県以外の道府県に対しては、2019 年 2 月から 4 月までの間は過去の出荷実績の 100%に加えて、20%を目安に第 5 期定期接種又は任意接種分として、当該市場に追加で出荷すること等を求めています。

今般、別添通知 1. において別途通知する予定としていた 2019 年 5 月以降の MR ワクチンの供給量については、下記のとおりとしますので、関係者に周知の上、御協力いただくようお願いいたします。

また、別添通知の 1. 以外については、引き続き関係者に周知の上、連携して実施していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

MR ワクチンの供給量について

7 都府県に対しては、MR ワクチンの製造販売業者及び販売会社は 7 都府県の過去の出荷実績の 100%※に加えて、100%を目安に第 5 期定期接種又は任意接種分として、2019 年 5 月以降、当該市場に追加で出荷すること。

また、7 都府県以外の道府県に対しては、2019 年 5 月から 7 月までの間は過去の出荷実績の 100%に加えて 50%を、2019 年 8 月以降は 7 都府県と同様に、過去の出荷実績の 100%に加えて 100%を目安に第 5 期定期接種又は任意接種分として、当該市場に追加で出荷すること。

※ 現在、MR ワクチンの製造販売業者及び販売会社は、幼少期にあるものを対象にした風しん及び麻しんの定期接種（小児の定期接種）を円滑に実施できるよう、過去の出荷実績の 100%を目安に MR ワクチンを出荷する、いわゆる出荷調整を実施している。

健健発 0219 第 1 号

平成 31 年 2 月 19 日

各 都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、厚生科学審議会感染症部会・予防接種基本方針部会の議論を踏まえ、特に、風しんの届出数の増加が続いている東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府及び福岡県（以下「7都府県」という。）において、先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ等の観点から、以下の通知を発出し、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の流通について、7都府県における過去の出荷実績の 80%を目安に当該市場に追加で出荷すること等を求めています。

別紙 1：「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）」（健健発 1002 第 5 号 健感発 1002 第 3 号 平成 30 年 10 月 2 日厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）

別紙 2：「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」（健健発 1030 第 1 号 平成 30 年 10 月 30 日 厚生労働省健康局健康課長通知）

別紙 3：「風しんの届出数の増加が認められる 7 都府県における風しん対策について（協力依頼）」（健健発 1207 第 2 号 健感発 1207 第 2 号 子母発 1207 第 4 号 平成 30 年 12 月 7 日厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省子ども家庭局母子保健課長連名通知）

平成 31 年 2 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 20 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 9 号）が公布・施行され、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた（現在 39 歳から 56 歳）男性が、風しんに係る定期の予防接種（以下「第 5 期定期接種」という。）の対象者に追加されたことを踏まえ、MR ワクチンの円滑な流通や適切な使用を促進する観点から、下記の対策について、関係者に周知の上連携して実施いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. MR ワクチンの供給量について

- (1) MRワクチンの製造販売業者及び販売会社は7都府県の過去の出荷実績の100%※に加えて、80%※を目安に第5期定期接種又は任意接種分として、2月以降、当該市場に追加で出荷すること。

また、7都府県以外の道府県に対しては、2月から4月までの間は過去の出荷実績の100%に加えて、20%を目安に第5期定期接種又は任意接種分として、当該市場に追加で出荷すること。5月以降の出荷については、改めて通知する予定であること。

※ 現在、MRワクチンの製造販売業者及び販売会社は、風しん及び麻しんの幼少期にあるものを対象にした定期接種（以下「小児の定期接種」という。）を円滑に実施できるよう、過去の出荷実績の100%を目安にMRワクチンを出荷する、いわゆる出荷調整を実施している。

2. MR ワクチンの発注時の基本的事項等

- (1) 医療機関は、第5期定期接種又は任意接種を行うためにMRワクチンを卸売販売業者に発注する際には、接種予定（見込み）等を勘案した上で、見込み以上の量を発注せず、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則とすること。また、別添1の様式に、発注量、接種者の内訳（予定）を記載して、卸売販売業者に提出すること。

MRワクチンの発注について、医療機関関係者等に対して説明する際には、別紙を参考にすること。

- (2) 卸売販売業者は、(1)の発注量、接種者の内訳（予定）を確認した上で、医療機関にMRワクチンを納入すること。

3. MR ワクチンの円滑な供給体制の整備

- (1) MRワクチンの供給量については、定期の予防接種の対象者の追加に向けて、製造販売業者に増産の協力を依頼しており、今春以降、随時、一定量のワクチンが追加供給される見込みであり、秋以降は継続的にワクチンが追加供給される見込みであることを確認できている。しかしながら、第5期定期接種の需要や妊娠を希望する女性等の需要の増大に加え、麻しん患者の発生状況等により、一時的又は局所的にMRワクチンの需給が逼迫した場合に備えて平時から対策を行う必要がある。
- (2) 医療機関は第5期定期接種又は任意接種を行うためにMRワクチンを発注したものの、発注した卸売販売業者に在庫がなかった場合には、医療機関は所在する都道府県（都道府県が保健所設置市等を指定する場合は指定先。以下「都道府県等」という。）に相談すること。
- (3) 卸売販売業者は、都道府県等がMRワクチンの需要に対応可能な卸売販売業者を紹介できるように、別添2の様式に沿って、当該卸売販売業者が有するMRワクチンの在庫量（当該卸売販売業者が製造販売業者等から直ちに入荷可能な量を含む。）を都道府県に報告すること。情報の集約及び報告の頻度についてはそれぞれ週1回とし、2019年3月20日（水）以降、毎週水曜までの情報を集約し、毎週金曜までに都道府県に報告することとする。
- (4) 医療機関からMRワクチンの供給について相談があった場合には、(3)で報告され

た在庫量を踏まえ、卸売販売業者に対応の可否を確認の上、当該医療機関に対し、対応可能な卸売販売業者を紹介すること。併せて、当該卸売販売業者から直接購入する他に、希望する卸売販売業者を経由して購入することも可能であることを伝えること。

(5) 卸売販売業者は、(4) の紹介で医療機関から発注があった場合には、医療機関に直接販売する、又は医療機関が希望する卸売販売業者に販売すること。

(6) (1) の記載のとおり、MR ワクチンの供給量については、今春以降、一定量のワクチンが追加供給される見込みであることを確認できているが、一時的又は局所的であっても、MR ワクチンの需要が逼迫した場合は、小児の定期接種を最優先とする。次いで、風しんや麻しんの発生状況に応じて、風しんの抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族で風しんの抗体価が低いことが判明した者に対する第5期定期接種若しくは任意接種、又は医療関係者等に対する麻しん対策としての任意接種を優先するといった基本的な考え方を踏まえつつ、卸売販売業者から医療機関に納入する場面や医療機関でのワクチン接種の場面で配慮することが望ましい。

別添 1

発注量	(予定) ▲▲本
①妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族	(予定) ◇◇人
②麻しん対策として接種する医療関係者等	(予定) ==人
③第5期定期接種の対象者	(予定) --人
その他	(予定) ××人

〔注意〕 発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

別添 2

卸在庫状況（卸売販売業者→都道府県）

卸売販売業者名：
情報集約期日： 年 月 日

卸在庫の量 □□,□□□本

〔注意〕 製造販売業者等から直ちに入荷可能な量（いわゆる割当分）を含む。

MRワクチンを発注される医療機関の皆さまへ

風しんの新たな定期接種が始まります。

MRワクチンの発注の際は、
卸売販売業者へ発注書の
提出をお願い致します。

【発注書の様式】

発注日 年 月 日

発注量	(予定) ▲▲本
①妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族	(予定) ◇◇人
②麻しん対策として接種する医療関係者等	(予定) ==人
③新たな定期接種の対象者	(予定) ーー人
その他	(予定) ××人

〔注意〕発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

厚生労働省では、今年から2022年3月末までの約3年間、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、風しんに対する抗体価が十分でない方については、予防接種法上の定期接種としました。

風しんの予防接種を原則無料で実施するために、各自治体で準備が進められています。（準備が整った自治体から順次開始予定）

予防接種化に合わせて、ワクチンメーカーにMRワクチンの増産の協力を依頼しており、今春以降、随時、一定量のワクチンが追加供給され、秋以降は継続的にワクチンが追加供給される見込みであることを確認できています。

風しんの拡大防止やMRワクチンの安定供給に取り組みますので、
皆さまもお力添えをお願いします。



厚生労働省

風しんについて、くわしくはこちら ▶

風しん 厚生労働省

検索



日医生涯教育協力講座セミナー

超高齢社会における 高齢者のトータルケア

～高齢者の健康寿命延伸に向けて～

日本内科学会認定総合内科専門医認定更新2単位

テーマ

超高齢社会における高齢者のトータルケア

～高齢者の健康寿命延伸に向けて～

日時 2019年6月15日 14:30～17:45

会場 ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター)3階「大会議室」

〒520-0801 大津市におの浜1-1-20 TEL.077-527-3315

14:30～14:35

開会挨拶: 越智 眞一 先生(滋賀県医師会 会長)

[座 長] 中村 隆志 先生(滋賀県医師会 理事)

14:35～15:35

講演 1

日本医師会生涯教育講座 / カリキュラムコード: 7. 医療の質と安全 (1単位)

超高齢社会におけるポリファーマシーの現状と対策

[講 師] 石川 崇広 先生(東千葉メディカルセンター 代謝・内分泌内科 医長 / 千葉大学大学院医学研究院総合医科学講座 特任助教)

15:35～16:35

講演 2

日本医師会生涯教育講座 / カリキュラムコード: 19. 身体機能の低下 (1単位)

ストップ ザ ロコモ ～健康寿命延伸を目指せ～

[講 師] 森 幹士 先生(滋賀医科大学 整形外科科学講座 准教授)

〈休憩 10分〉

16:45～17:45

講演 3

日本医師会生涯教育講座 / カリキュラムコード: 73. 慢性疾患・複合疾患の管理 (1単位)

フォーカス! 最後の心房細動診療 —Ageing × Atrial Fibrillation—

[講 師] 山下 武志 先生(公益財団法人心臓血管研究所 所長)

- 参加ご希望の先生は裏面の「参加申込書」にご記入のうえ、FAXにて6月7日(金)までにお申し込みください。
- 参加票は開催日の2週間前から開催3日前まで順次発送させていただきます。期日までにお申し込みが間に合わなかった先生ならびに開催2日前(6月13日(木))までに参加票をお受け取りいただけていない先生は、当日直接会場までお越しください。

共催: 日本医師会 滋賀県医師会 第一三共株式会社

超高齢社会における 高齢者のトータルケア

～高齢者の健康寿命延伸に向けて～

滋賀

2019年
6月15日(土)FAX
送信方向FAX. 0120-75-1695
コーディネーター

参加申込書

参加票は開催日の2週間前から開催3日前まで順次発送させていただきます。期日までにお申し込みが間に合わなかった先生ならびに開催2日前(6月13日(木))までに参加票をお受け取りいただけていない先生は、当日直接会場までお越しください。

ふりがな

ご芳名

施設名

ご所属

(診療科名)

参加票発送先ご住所……勤務先 ☐ / 自宅 ☐ (チェックをお願いいたします)

〒

TEL: () -

FAX: () -

個人情報の取扱について

この申込書により取得いたしました先生の情報は、日本医師会、滋賀県医師会、第一三共株式会社において、以下の点において先生のご承諾がいただいた事項のみに利用いたします。

そこで、ご理解いただけない点 ございましたら、☐ に ☒ 印の程、お願い申し上げます。

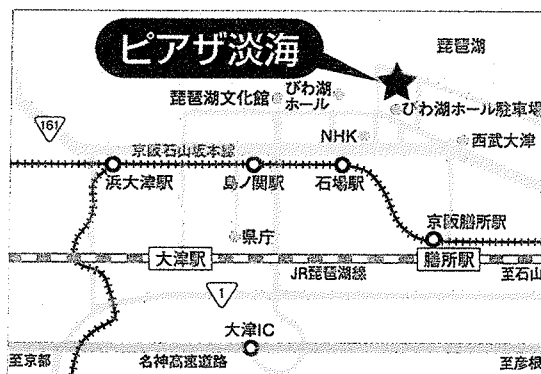
- ▼先生に日医生涯教育協力講座セミナー「超高齢社会における高齢者のトータルケア」の参加の
確認、参加票を発送するため。……………☐
- ▼日本医師会および滋賀県医師会に日本医師会生涯教育講座の単位を申請するため。……………☐
- ▼第一三共株式会社が、本セミナー「超高齢社会における高齢者のトータルケア」に関する医学・
薬学情報等を提供するため。……………☐

【会場のご案内】

ピアザ淡海(滋賀県立県民交流センター) 3階「大会議室」

〒520-0801 大津市におの浜1-1-20
TEL.077-527-3315

- JR大津駅から京阪・近江バスなぎさ公園線8分
「ピアザ淡海」下車
- JR大津駅からタクシー5分
- JR膳所駅から徒歩12分
- 京阪電車石場駅から徒歩5分
- 名神大津インターから7分

参加お申し込み
お問い合わせ先

日医生涯教育協力講座セミナー「超高齢社会における高齢者のトータルケア」事務局
(株)協和企画 〒170-8630 東京都豊島区東池袋3-1-3 ワールドインポートマートビル8階
TEL.03-5979-1421 FAX.0120-75-1695 《お問い合わせ:土日祝日を除く 10:00~18:00》

講演会・研修会等のご案内

総務資料 17

第3回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
5月26日(日) 10:00～17:15	日医かかりつけ医機能研修制度 平成31年度応用研修会(TV会議 による中継)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	テーマ「訪問リハビリ指示書を医師が発行するために、必要な研修」	滋賀県 医師会	生涯教育担当	
6月15日(土) 14:30～17:50	日医生涯教育協力講座セミナー 「超高齢社会における高齢者の トータルケア」	ピアザ淡海 滋賀県立県 民交流センター 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20	講演 ①「超高齢化におけるポリファーマシーの現状と対策」 東千葉メディカルセンター 代謝・内分泌内科 千葉大学大学院医学研究院総合医科学講座 特任助教 石川崇広先生 ②『ストップ ザ ロコモ〜健康寿命延伸を目指せ〜』(予定) 滋賀医科大学 整形外科科学講座 准教授 森 幹士先生 ③『フォーカス！最後の心房細動診療ーAgeing×Atrial Fibrillationー』 公益財団法人心臓血管研究所 所長 山下 武志 先生	滋賀県 医師会	生涯教育担当 DMにて案内予定	日医生涯教育制度 CC:7-1単位 CC:19-1単位 CC:73-1単位
★6月22日(土) 14:30～17:30	第1回スキルアップ研修会(産業医 研修会)	彦根勤労福祉会館たちば な大ホール 彦根市大東町4-28	研修 ①「産業医が知っておくべき作業環境管理について」 日本製鉄株式会社 和歌山製鉄所 安全環境防災部 安全健康室 岩根 幹能 先生 ②「日本産業衛生学会職場改善セミナー教材を活用した職場巡視トレーニング」 株式会社平和堂 健康サポートセンター 河津 雄一郎 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて 案内	日医生涯教育制度 CC:11-3単位 日医認定産業医制度: 基礎後期1.5単位、実地 1.5単位、生涯専門1.5単 位、実地1.5単位(申請予 定)
★6月23日(日) 9:30～12:30	第2回スキルアップ研修会(産業医 研修会)	彦根勤労福祉会館たちば な大ホール 彦根市大東町4-28	研修 ①「事例に見るメンタルヘルスの実際 ～復職へのスムーズな流れ&対応困難なケースへの対応～」 バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生 ②「企業での健康管理の仕組みづくり」 株式会社村田製作所管理グループ フィールドセンタ オフィスサービス課 産業医 忽那 一平 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて 案内	日医生涯教育制度 CC:70-1.5単位 CC:82-1.5単位 日医認定産業医制度:基 礎実地1.5単位・後期1.5 単位、生涯実地1.5単位・ 専門1.5単位(申請予定)
★6月23日(日) 13:30～16:30	第1回リフレッシュ研修会(産業医 研修会)	彦根勤労福祉会館たちば な大ホール 彦根市大東町4-28	研修 ①「産業医活動関連法改正と通達平成26～30年度(安全衛生情報センター)」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生 ②「治療就労両立支援・障がい者雇用における合理的配慮」 南森町 CH労働衛生コンサルタント事務所 辻 洋志 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて 案内	日医生涯教育制度 CC:6-3単位 日医認定産業医制度:基 礎後期3単位、生涯更新1 単位・専門2単位(申請予 定)
7月6日(土) 15:00～18:00	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (日本医師会認定健康スポーツ医 制度健康スポーツ医学再研修会) (第8回びわこスポーツ医学カンファ レンス)	クサツエストピアホテル 草津市西大路町4-32	講演 ①「ジュニア世代ラグビーへの医科学的サポート」 古谷整形外科院長 日本ラグビーフットボール協会2019・2020医務関連連絡協議会議長 同メディカル委員会アドバイザー 古谷 正博 先生 ②ジュニア世代のラグビー:医科学的視点を含めて 「世界、日本」高校日本代表監督、光泉高等学校監督 薬師寺 利弥 先生 「滋賀県」 滋賀県高等学校体育連盟理事長 東谷 正宏 先生 ③ディスカッション 指定発言 元日本代表 仙波 智裕 氏 滋賀県ラグビーフットボール協会医事委員長 高山 昌奎 先生	滋賀県 医師会・ 滋賀県 スポーツ 医会共 催	スポーツ医担当 会報4月号 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度3単位 (予定) 日医認定健康スポーツ医 医制度再研修2単位(予 定)
7月13日(土) 14:10～20:00(予定)	WATCH in Shiga 2019	ピアザ淡海 滋賀県立県 民交流センター 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20	臨床研修1年目研修医対象	滋賀県 医師会	生涯教育担当 郵送にて案内予定	未定
★7月23日(火) 15:00～16:00	第1回小児救急医療地域医師研修 会(近江八幡市蒲生郡)	近江八幡地域医療支援セ ンター内 多目的室 近江八幡市出町381	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県 医師会	近江八幡市蒲生郡医 師会 会報5月号	日医生涯教育制度 CC:8-1単位

★ 新規

	開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
	7月26日(金) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会 (高島市)	高島市民病院 健診棟3階 大会議室 高島市勝野1667	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
★	7月26日(金) 14:00～15:00	第2回小児救急医療地域医師研修 会(彦根)	彦根市保健・医療複合施 設3F 彦根市八坂町1900-4	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 石上 毅 先生	滋賀県 医師会	彦根医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
	9月24日(火) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
	9月26日(木) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会 (東近江)	東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
★	9月28日(土) 15:30～16:30	第3回小児救急医療地域医師研修 会(草津栗東)	草津市立サンサンホール 草津市大路西二丁目11-51	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 吉岡 誠一郎 先生	滋賀県 医師会	草津栗東医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
	10月24日(木) 14:00～15:00	2019年度死体検案研修会 (守山野洲)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
★	10月24日(木) 14:30～15:30	第4回小児救急医療地域医師研修 会(東近江)	東近江地域医療支援セン ター内多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	東近江医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
★	10月24日(木) 15:00～16:00	第5回小児救急医療地域医師研修 会(湖北)	湖北医師会内 メディカルサポートセンター 長浜市宮司町1181-2	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	湖北医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
★	10月25日(金) 14:30～15:30	第6回小児救急医療地域医師研修 会(高島市)	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県 医師会	高島市医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
★	10月26日(土) 16:00～17:00	第7回小児救急医療地域医師研修 会(大津市)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 西島 節子 先生	滋賀県 医師会	大津市医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
	11月27日(水) 14:00～15:00	2019年度死体検案研修会 (彦根)	彦根市保健・医療複合施 設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
	11月28日(木) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会 (大津市)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
★	11月30日(土) 16:00～17:00	第8回小児救急医療地域医師研修 会(甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	甲賀湖南医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
★	12月19日(木) 14:00～15:00	第9回小児救急医療地域医師研修 会(守山野洲)	すこやかセンター内 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 松川 誠司 先生	滋賀県 医師会	守山野洲医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
	2月6日(木) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会 (甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
	2月27日(木) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会 (湖北)	湖北医師会 会議室 長浜市宮司町1181-2	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位

草津栗東医師会・行事予定表

令和元年 6月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	土	囲碁同好会	pm 2 : 00～	医師会会議室
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木	第9回『草栗ゴ木会』		滋賀カントリー倶楽部
7	金			
8	土	囲碁同好会	pm 2 : 00～	医師会会議室
9	日			
10	月			
11	火			
12	水	くさつ在宅医療ネット	pm2 : 00～3 : 00	医師会会議室
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土	6月理事会	pm 2 : 00～	医師会会議室
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			
29	土	6月例会	pm 3 : 00～	エストピアホテル
		学術講演会	pm4:30～5:30	エストピアホテル
		ドクター交流会	pm5:30～	エストピアホテル
30	日	ゴルフ同好会		富士スタジアム倶楽部

・ 5 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/ 5/17 (金)	部落解放研究第27回滋賀県集会実行委員会総会	10:30 AM (~11:30 AM)	解放県民センター光荘	その他	★
2019/ 5/17 (金)	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回常任委員会および大会実行委員会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル	県	★
2019/ 5/17 (金)	平成31年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会	日医	
2019/ 5/17 (金)	恩賜財団滋賀県済生会支部理事会	2:00 PM (~)	済生会滋賀県病院 5階なでしこホール	その他	★
2019/ 5/17 (金)	平成31年度滋賀県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン実行委員会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	県庁4A会議室	県	★
2019/ 5/17 (金)	滋賀弁護士会役員就任披露パーティー	6:00 PM (~)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	その他	★
2019/ 5/19 (日)	第41回滋賀県小学生柔道大会	9:00 AM (~)	滋賀県立武道館	関連団体	★
2019/ 5/19 (日)	滋賀県鍼灸師会 令和元年度第46回通常総会	10:00 AM (~)	Gネットしが 研修室C	その他	★
2019/ 5/21 (火)	第2回日本医師会理事会	1:30 PM (~ 2:50 PM)	日本医師会	日医	
2019/ 5/21 (火)	第1回都道府県医師会長協議会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会	日医	
2019/ 5/22 (水)	第4回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/ 5/22 (水)	特定健診等実施に係る保険者との協議会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
2019/ 5/23 (木)	第9回ワークショップ「会員の倫理・資質向上をめざして」-都道府県医師会の取り組みおよびケーススタディ-	1:30 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会館3階小講堂・ホール	日医	★
2019/ 5/23 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2019/ 5/23 (木)	滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会第1回児童措置審査部会	7:00 PM (~ 9:00 PM)	県大津合同庁舎	県	★
2019/ 5/25 (土)	尾崎治夫とともに進む会発会式	5:00 PM (~)	庭のホテル東京	関連団体	★
2019/ 5/25 (土)	滋賀県行政書士会平成31年度定例総会、定期大会懇親会	5:30 PM (~)	クサツエストピアホテル	その他	
2019/ 5/26 (日)	第16回「JMAT兵庫」実務研修会(第4回ロジスティクスコース)	9:00 AM (~ 5:00 PM)	兵庫県医師会館 神戸市中央区磯上通6丁目1番11号	関連団体	★
2019/ 5/26 (日)	日医かかりつけ医機能研修制度 平成31年度応用研修会(TV会議による中継)【予定】	10:00 AM (~ 5:15 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海(2スパン)	日医	
2019/ 5/28 (火)	WATCH in Shiga 2019にかかるとの依頼	4:00 PM (~ 5:00 PM)	滋賀医科大学 学長室	県医師会	★
2019/ 5/29 (水)	健康づくり財団第40回理事会	10:00 AM (~)	滋賀県健康づくり財団 会議室	関連団体	★
2019/ 5/29 (水)	中絶審査	11:00 AM (~12:00 PM)	応接室	県医師会	★
2019/ 5/30 (木)	個別指導(診療所/新規・一般) 31年度診療所2 5月①	2:00 PM (~ 4:30 PM)	近畿厚生局滋賀事務所会議室 (大津びわ湖合同庁舎 6階)	国、県	★
2019/ 5/30 (木)	令和元年度 第1回在宅医療セミナー企画検討会議	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県立リハビリテーションセンター 研修室(県立総合病院5階)	県/県医師会	★
2019/ 5/30 (木)	会計監査	2:30 PM (~ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★
2019/ 5/30 (木)	第1回小児救急医療対策委員会 → 中止	3:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/ 5/30 (木)	令和元年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第1回)	3:30 PM (~ 6:30 PM)	和歌山県民文化会館 和歌山市小松原通1-1	国	

※ ★印は平成31年4月18日以降に追加した行事

・ 5 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/ 5/30 (木)	第5回認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会運営会議	6:00 PM (~)	守山駅前コミュニティホール 第1ホール	県	★
2019/ 5/31 (金)	第1回滋賀県感染制御ネットワーク委員会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	滋賀県病院協会会議室	関連団体	★
2019/ 5/31 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
2019/ 5/31 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
2019/ 6/ 1 (土)	第42回滋賀医科大学解剖体納骨慰霊法要	10:30 AM (~ 3:00 PM)	比叡山延暦寺阿弥陀堂他	関連団体	★
2019/ 6/ 1 (土)	(休会)第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
2019/ 6/ 4 (火)	自民党県連に対する令和2年度県予算に係る要望聞き取り	2:30 PM (~ 3:00 PM)	県庁2F「議員室」	関連団体	★
2019/ 6/ 5 (水)	第5回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/ 6/ 6 (木)	社保審査委員会 審査協議会 (社保支払基金)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	関連団体	★
2019/ 6/ 6 (木)	国保審査委員会 全員協議会 (国保連合会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	琵琶湖ホテル 2階 ローズ	関連団体	★
2019/ 6/ 6 (木)	第48回滋賀県産業医学会	2:40 PM (~ 5:00 PM)	ライズヴィル都賀山	関連団体	★
2019/ 6/ 6 (木)	第1回医師のワーク・ライフ・バランスを考える会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
2019/ 6/ 6 (木)	社保・国保審査委員会 合同協議会 (国保連合会・社保支払基金)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	関連団体	★
2019/ 6/ 6 (木)	社保・国保審査委員会 幹部懇談会 (国保連合会・社保支払基金)	5:00 PM (~ 7:00 PM)	琵琶湖ホテル ホワイト	関連団体	★
2019/ 6/ 6 (木)	第2回滋賀県小児救急医療体制検討部会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	大津合同庁舎7階 7A会議室	県	★
2019/ 6/ 7 (金)	第54回滋賀県献血協会理事会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	県大津合同庁舎6D	県	★
2019/ 6/ 7 (金)	日医公衆衛生委員会(第3回)	3:00 PM (~)	日本医師会503会議室	日医	★
2019/ 6/ 7 (金)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回研修推進部会	6:00 PM (~)	滋賀医科大学医学部附属病院 4階 第4会議室	県	★
2019/ 6/10 (月)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/ 6/12 (水)	都道府県医師会医師偏在対策・働き方改革担当理事連絡協議会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会(TV会議)	日医	★
2019/ 6/13 (木)	第1回滋賀県医療審議会医療法人部会	10:00 AM (~ 11:00 AM)	県大津合同庁舎6E	県	★
2019/ 6/13 (木)	Health Professional Meeting(H20)2019	1:00 PM (~ 5:30 PM)	ヒルトン東京お台場	日医	★
2019/ 6/14 (金)	Health Professional Meeting(H20)2019	9:00 AM (~ 4:30 PM)	ヒルトン東京お台場	日医	★
2019/ 6/14 (金)	第2回地域職域医師会保険担当役員協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
2019/ 6/15 (土)	2019年度滋賀県看護協会通常総会	10:00 AM (~)	ピアザ淡海	関連団体	★
2019/ 6/15 (土)	日医生涯教育協力講座セミナー「超高齢社会における高齢者のトータルケア」	2:30 PM (~ 5:50 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	県医師会	★
2019/ 6/16 (日)	滋賀医科大学内科学講座循環器内科 中川義久教授就任記念祝賀会	11:30 AM (~)	琵琶湖ホテル	その他	★

・ 6 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/6/18 (火)	滋賀県社会福祉協議会 平成31年度定時評議員会	10:00 AM (~12:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 介護研修室	その他	★
2019/6/18 (火)	第3回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	
2019/6/18 (火)	平成31年度 第1回滋賀県死因究明等推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)		県	★
2019/6/18 (火)	健康づくり財団第21回評議員会(定時評議員会)	2:00 PM (~)	滋賀県健康づくり財団 会議室	関連団体	★
2019/6/18 (火)	代議員会財務委員会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
2019/6/18 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回診療支援部会	6:00 PM (~ 7:30 PM)	滋賀医科大学医学部附属病院 4階 第4会議室	県	★
2019/6/20 (木)	第214回定例代議員会	2:30 PM (~)	琵琶湖ホテル 3F「瑠璃」	県医師会	
2019/6/20 (木)	第6回理事会	3:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「グリーン」	県医師会	★
2019/6/22 (土)	第1回スキルアップ研修会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな大ホール	県医師会	
2019/6/23 (日)	第2回スキルアップ研修会、第1回リフレッシュ研修会	9:30 AM (~ 4:30 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな大ホール	県医師会	
2019/6/23 (日)	第145回日本医師会定例代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	
2019/6/25 (火)	第50回滋賀県公衆衛生学会第1回実行委員会	3:00 PM (~)	健康づくり財団1階 大会議室	関連団体	★
2019/6/26 (水)	第7回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/6/26 (水)	滋賀医学国際協力会臨時理事会	7:00 PM (~)	クサツエストピアホテル	その他	★
2019/6/27 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2019/6/27 (木)	第26回滋賀医科大学関連病院長会議	3:00 PM (~ 7:20 PM)	ロイヤルオークホテル 地階 ローズオーキッド	関連団体	★
2019/6/30 (日)	生田邦夫氏第九十九代滋賀県議会議長就任祝賀会	12:00 PM (~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海	その他	★
2019/7/3 (水)	タスクフォース打ち合わせ	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
2019/7/4 (木)	日本医師会国際保健検討委員会	2:00 PM (~)	日本医師会館507・508会議室	日医	★
2019/7/4 (木)	タスクフォース打ち合わせ	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
2019/7/5 (金)	タスクフォース打ち合わせ	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
2019/7/6 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)	3:00 PM (~ 6:00 PM)	クサツエストピアホテル2F中宴会場「瑞光」	県医師会	
2019/7/6 (土)	第1回近医連常任委員会	4:30 PM (~)	安愚楽	近医連	
2019/7/8 (月)	第1回滋賀県医療審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁	県	★
2019/7/9 (火)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/7/9 (火)	(予定) 自浄作用活性化委員会・診療情報開示苦情処理委員会	3:30 PM (~)	応接室	県医師会	★
2019/7/10 (水)	第8回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

※ ★印は平成31年4月18日以降に追加した行事

7 月 以 降 行 事 予 定 表

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/7/13 (土)	WATCH in Shiga 2019	2:10 PM (~ 8:00 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	県医師会	
2019/7/16 (火)	第4回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	
2019/7/18 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/7/20 (土)	第1回近医連保険担当理事連絡協議会	3:30 PM (~)	ホテルグランヴィア和歌山	近医連	
2019/7/23 (火)	第1回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	近江八幡地域医療支援センター内多目的室	県医師会	
2019/7/23 (火)	(予定)滋賀県医師会剖検・Aiシステム運営委員会	3:00 PM (~)	応接室	県医師会	★
2019/7/24 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/7/25 (木)	マスギャザリング災害(CBRNE テロ含む)対策セミナー	1:30 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会館 小講堂・ホール	日医	★
2019/7/25 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2019/7/26 (金)	第2回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設3F	県医師会	
2019/7/26 (金)	2019年度 死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	高島市民病院 健診棟3階 大会議室	県医師会	
2019/7/27 (土)	第15回男女共同参画フォーラム	1:30 PM (~ 5:25 PM)	仙台勝山館	日医	
2019/8/1 (木)	(予定)医療安全・医の倫理資質向上に係る研修会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
2019/8/2 (金)	日医公衆衛生委員会(第4回)	3:00 PM (~)	日本医師会506会議室	日医	★
2019/8/3 (土)	第2回近医連常任委員会	3:30 PM (~)	リーガロイヤルホテル京都	近医連	
2019/8/6 (火)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/8/7 (水)	第10回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/8/20 (火)	第5回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	
2019/8/22 (木)	第37回滋賀県三師会学校保健担当者協議会	5:00 PM (~)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	県三師会	
2019/8/24 (土)	女性医師懇談会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	医療会	★
2019/8/25 (日)	令和元年度 医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 総会、研修会	2:00 PM (~ 5:15 PM)	ピアザ淡海 大会議室	県	★
2019/8/27 (火)	第1回滋賀県がん診療連携協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	クサツエストピアホテル	県	★
2019/8/28 (水)	第11回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/8/29 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2019/8/31 (土)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 204	県医師会	★
2019/8/31 (土)	平成31年度近畿・北陸6県医師会長会議	6:00 PM (~)	つる由/奈良市	関連団体	★
2019/9/1 (日)	平成31年度滋賀県総合防災訓練	7:00 AM (~12:00 PM)	高島市	県	

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/ 9/ 1 (日)	産業医基礎研修会(前期研修)<1日目>(近畿医師会連合・大阪府医師会共催)	9:30 AM (~ 5:15 PM)	大阪府医師会館2Fホール 大阪市天王寺区上本町2-1-22	近医連	★
2019/ 9/ 6 (金)	日医公衆衛生委員会(第5回)	3:00 PM (~)	日本医師会503会議室	日医	★
2019/ 9/ 8 (日)	近医連定時委員総会(第3回常任委員会、分科会、委員総会)	10:30 AM (~)	ホテルグランヴィア和歌山	近医連	
2019/ 9/10 (火)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/ 9/11 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/ 9/17 (火)	第6回日本医師会理事会	1:30 PM (~)	日本医師会	日医	
2019/ 9/19 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/ 9/19 (木)	(予定)第1回医療事故調査支援委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	応接室	県医師会	★
2019/ 9/24 (火)	2019年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	竜王町公民館	県医師会	
2019/ 9/25 (水)	都道府県医師会小児在宅ケア担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会小講堂	日医	★
2019/ 9/25 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/ 9/26 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2019/ 9/26 (木)	2019年度 死体検案研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療センター 多目的室	県医師会	
2019/ 9/28 (土)	第3回小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	草津市立サンサンホール3F	県医師会	
2019/10/ 5 (土)	第3回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
2019/10/ 6 (日)	産業医基礎研修会(前期研修)<2日目>(近畿医師会連合・大阪府医師会共催)	9:30 AM (~ 5:15 PM)	大阪府医師会館2Fホール 大阪市天王寺区上本町2-1-22	近医連	★
2019/10/ 6 (日)	第37回滋賀県医師会健勝の集い	11:00 AM (~ 2:00 PM)	ホテルボストンプラザ草津 サウスウイング6階 ケネディルーム	県医師会	
2019/10/ 8 (火)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/10/ 9 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/10/10 (木)	(予定)第5回滋賀県医療事故調査等支援団体連絡協議会	2:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
2019/10/11 (金)	第4回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
2019/10/12 (土)	日本医師会女性医師支援センター事業近畿ブロック会議	3:00 PM (~)	ホテルアバローム紀の国	日医	
2019/10/17 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/10/19 (土)	第3回スキルアップ研修会(予定・調整中)	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ニプロiMEP 3Fニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	★
2019/10/20 (日)	第4回スキルアップ研修会、第2回リフレッシュ研修会(予定・調整中)	9:30 AM (~ 4:30 PM)	ニプロiMEP 3Fニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	★
2019/10/23 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/10/24 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★

・ 10 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/10/24 (木)	2019年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
2019/10/24 (木)	第4回小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	★
2019/10/24 (木)	第5回小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	湖北医師会内メディカルサポートセンター	県医師会	
2019/10/25 (金)	第6回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	
2019/10/26 (土)	平成31年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	(~)	ホテルメトロポリタン山形	日医	
2019/10/26 (土)	平成31年度近医連学校医研究協議会第1回理事会 (日は決定、時間は予定)	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
2019/10/26 (土)	第7回小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	琵琶湖ホテル2Fローズ	県医師会	
2019/10/31 (木)	(予定)医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	★
2019/11/2 (土)	第36回滋賀医学会総会(11/16から日程変更)	(~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海(2スパン)	県医師会	
2019/11/6 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/11/7 (木)	県立学校医と学校保健安全研究部会との合同懇談会、第84回学校保健学校医研修会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	ピアザ淡海	県医師会	
2019/11/8 (金)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/11/14 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/11/15 (金)	第5回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2019/11/21 (木)	全国学校保健・安全研究大会1日目(予定)	1:00 PM (~ 4:00 PM)	埼玉県さいたま市 ソニックシティ	国	
2019/11/21 (木)	第17回理事会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 1階石楠花	県医師会	
2019/11/22 (金)	全国学校保健・安全研究大会2日目(予定)	9:30 AM (~ 4:00 PM)	埼玉県さいたま市 ソニックシティ	国	
2019/11/23 (土)	第50回全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (~ 8:00 PM)	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	日医	
2019/11/27 (水)	2019年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター	県医師会	
2019/11/28 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2019/11/28 (木)	2019年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階瑠璃	県医師会	
2019/11/30 (土)	第8回小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
2019/12/6 (金)	日医公衆衛生委員会(第6回)	3:00 PM (~)	日本医師会503会議室	日医	★
2019/12/7 (土)	第11回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (~ 6:45 PM)	滋賀県済生会看護専門学校	県医師会	★
2019/12/7 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:45 PM (~)	ダイワロイネットホテル和歌山	近医連	
2019/12/7 (土)	第6回近医連常任委員会	3:45 PM (~)	ダイワロイネットホテル和歌山	近医連	★
2019/12/7 (土)	近医連常任委員・保険担当理事合同懇談会(予定)	4:45 PM (~)	ダイワロイネットホテル和歌山	近医連	

※ ★印は平成31年4月18日以降に追加した行事

・ 12月以降 行事予定表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2019/12/8 (日)	第11回JATEC滋賀コース(2日目)(予定)	7:50 AM (~ 5:00 PM)	滋賀県済生会看護専門学校	県医師会	★
2019/12/10 (火)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2019/12/14 (土)	都道府県災害医療コーディネート研修(1日目)	9:00 AM (~ 6:10 PM)	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 東京都立川市緑町3256	日医	★
2019/12/15 (日)	都道府県災害医療コーディネート研修(2日目)	9:30 AM (~ 4:15 PM)	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 東京都立川市緑町3256	日医	★
2019/12/18 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2019/12/19 (木)	第9回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター内	県医師会	
2019/12/26 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2020/ 1/ 8 (水)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2020/ 1/ 9 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
2020/ 1/18 (土)	第51回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ホテルグランヴィア和歌山	近医連	
2020/ 1/22 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2020/ 1/23 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2020/ 2/ 1 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
2020/ 2/ 5 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2020/ 2/ 6 (木)	2019年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
2020/ 2/ 7 (金)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
2020/ 2/11 (火)	第10回MIMMSプロバイダー1日コース	9:00 AM (~ 5:20 PM)	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター(大津市におの浜1-1-20)	県医師会	★
2020/ 2/14 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 2/20 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
2020/ 2/23 (日)	第68回近畿医師会連合学校医研究協議会総会・第2回理事会(日は決定、時間は予定)	10:30 AM (~ 3:10 PM)	ホテルアパローム紀の国	近医連	
2020/ 2/26 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2020/ 2/27 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2020/ 2/27 (木)	第85回学校保健学校医研修会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	調整中	県医師会	
2020/ 2/27 (木)	2019年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:00 PM (~)	湖北医師会	県医師会	
2020/ 3/ 6 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 3/ 6 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 3/10 (火)	広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(2019年5月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
2020/ 3/11 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2020/ 3/19 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
2020/ 3/24 (火)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	クサツエストピアホテル	県	★
2020/ 3/25 (水)	第23回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
2020/ 3/26 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
2020/ 4/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
2020/ 4/10 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 5/ 8 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 5/29 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 5/29 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	★
2020/ 6/ 6 (土)	第7回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
2020/ 6/26 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (~)	山の上ホテル	近医連	★
2020/ 7/11 (土)	WATCH in Shiga 2020(仮押さえ)	2:10 PM (~ 8:00 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	県医師会	

※ ★印は平成31年4月18日以降に追加した行事